

第五十八回 参議院大蔵委員会會議録第十二号

昭和四十三年四月五日(金曜日)
午前十時二十六分開会

出席者は左のとおり。

委員長 青柳 秀夫君
理事 植木 光教君
小林 章君
西田 信一君
柴谷 要君
中尾 辰義君

委員

青木 一男君
伊藤 五郎君
大竹平八郎君
大谷 實雄君
林屋亀次郎君
田中寿美子君
野上 元君
須藤 五郎君
山中 貞則君

衆議院議員

大蔵委員長代理
政府委員

大蔵政務次官 二木 謙吾君
大蔵省銀行局長 澄田 智君
事務局側 坂入長太郎君
常任委員会専門員

説明員

大蔵大臣官房財
務調査官 細見 卓君
国税庁間税部長 佐藤 健司君
通商産業省重工
業局電機通信機
課長 久留 義雄君

本日の會議に付した案件

○中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行
法、信用金庫法等の一部を改正する法律案(内
閣送付、予備審査)

○金融機関の合併及び転換に関する法律案(内閣
送付、予備審査)

○物品税法等の一部を改正する法律案(内閣提
出、衆議院送付)

○所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出、
衆議院送付)

○法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出、
衆議院送付)

○租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣
提出、衆議院送付)

○委員長(青柳秀夫君) ただいまから大蔵委員会
を開会いたします。

中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行
法、信用金庫法等の一部を改正する法律案、金融
機関の合併及び転換に関する法律案を議題とし、
提案理由の説明を聴取いたします。二木政務次
官。

○政府委員(二木謙吾君) ただいま議題となりま
した中小企業金融制度の整備改善のための相互銀
行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案、及
び金融機関の合併及び転換に関する法律案につ
きまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上
げます。

最近における金融機関を取り巻く環境の変化に
対応して、金融制度調査会では、わが国金融制度
全般の再検討を開始し、その第一段階として中小
企業金融問題を取り上げ、昨年十月、中小企業金
融制度のあり方についての答申を行なったのであ
ります。

この答申の基本的な考え方は、中小企業金融の

円滑化のために、民間中小企業金融専門機関の必
要性を認め、相互銀行、信用金庫及び信用協同組
合の三種の金融機関について、融資対象、融資
限度等に関し、それぞれの業務の態様に差異を認
めつつ、中小企業金融専門機関としての性格を明
確にし、あわせて、各金融機関がより広い範囲で
適正な競争を行なうことができるような環境を整
備し、もって金融の効率化をはかろうとするもの
であります。

政府といたしましては、この答申に基づきまし
て鋭意検討を行なつてまいりました結果、相互銀行、
信用金庫及び信用協同組合について、それぞれの
法律に所要の改正を行なうこととし、また、異種
金融機関の合併、転換につきましても、これを可
能ならしむるよう、法律上その道を開いておくた
めのこの二法案をここに提出した次第でありま
す。

まず、中小企業金融制度の整備改善のための相
互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案
について申し上げます。

第一は、相互銀行法についての改正でありま
す。この関係では、まず、相互銀行の融資対象
を、主として従業員数が三百人以下または資本金
が政令で定める金額以下の中小企業者とするこ
とし、中小企業金融の専門機関たる性格を明確に
することとしております。

次に、最低資本の額の引き上げであります。相
互銀行の最低資本の額は昭和二十六年に法定され
たままですが、その後の事情を勘案し、こ
れを三年の経過期間を置いて現行の十倍に引き上
げることとしております。このほか、営業区域の
廃止、銀行との関係等について所要の規定の整備
を行なうこととしております。

第二は、信用金庫法についての改正でありま
す。この関係では、まず、信用金庫の会員となり

得る事業者の範囲について、資本金基準を新たに
設けることとしております。すなわち、現行の従
業員基準のほか、資本金の基準を設けて、このい
ずれか一方を満たせばよいこととしております。
次に、さきに述べた相互銀行の場合と同様の考
え方から、金庫の出資の総額の最低限度を現行の
十倍に引き上げ、相互銀行と同様の経過措置を設
けることとしております。

また、現行法では、内国為替取引及び有価証券
の払い込み金の受け入れ等の業務は、会員のため
にする場合に限られていたものでありますが、これ
を会員以外の者に対しても行なうこととし、あわ
せて、政令で定めるところにより、会員以外の者
に対しても融資を行ない得ることとして、金融の
円滑化をはかることとしております。このほか、
会員一人当たりの出資の最低限度額を定め、一會
員に対する貸し付け等を自己資本の二〇%以内に
制限し、総代制度を改善する等の所要の規定の整
備改善をはかることとしております。

第三は、信用協同組合についての改正でありま
す。この関係では、まず、信用協同組合につ
いて、組合員のためにする内国為替取引及び有価証
券の払い込み金の受け入れ等の付随業務を新たに
行なうこととし、また、信用事業を行なう連合会
について、連合会の会員である信用協同組合の組
合員に対する貸し付け等を加えることとし、金融
の円滑化をはかることとしております。

次に、さきに相互銀行及び信用金庫において述
べましたと同様の考え方から、地域により、信用
協同組合の出資の総額の最低限度を、現行の四倍
または五倍に引き上げ、相互銀行と同様の経過措
置を設けることとしております。

このほか、一組合員に対する貸し付け等を自己
資本の二〇%以内に制限する等、所要の規定の整
備改善をはかることとしております。

次に、金融機関の合併及び転換に関する法律案について申し上げます。

第一は、異種の金融機関相互間において合併及び転換を行なうことができることとしております。すなわち、この法律案で異種の金融機関とは、普通銀行、相互銀行、信用金庫及び信用協同組合の四種類をさしてありますが、これらの異種金融機関相互間における合併または転換につきましては、従来、法律上その道がなく、営業を譲渡し、あるいは一たん解散した上で異種の金融機関を新たに設立するという方法のみが可能であったのであります。この法律案に基づきまして、これらの間での合併または転換の道が開かれることにより、たとえば株式会社組織と株式会社以外の組織との間の合併または転換ということ等も可能となつてまいるのであります。

第二は、合併及び転換に際し、国民経済的観点に立つて認可の基準を定めたこととあります。すなわち、異種の金融機関の合併及び転換には認可を必要とすることとされておりますが、その際の審査の基準といたしまして、「金融の効率化に資すること」、「当該地域の中小企業金融に支障を生じないこと」、「適正な競争関係を阻害する等金融秩序を乱すおそれがないこと」等、特に重要な四項目を列挙して、認可にあたり、これらの諸点を十分考慮することといたしてあります。さらに、その審査にあたつては、同種の金融機関相互間の合併を妨げるものないうる配慮しなければならぬこととされております。

第三は、利害関係者の権利の保護についてであります。この点につきましては、異種の金融機関相互間の合併、転換でありますので、法律上特段の配慮を加えております。すなわち、合併または転換に反対する銀行の株主等については、株式買い取り請求権または支払請求権を認め、また、信用金庫の会員または信用協同組合の組合員については、持分払い戻し請求権を認めることとしております。また、合併または転換を行なう金融機関の債権者の利益を保護するため、債権者の異議申

し立ての権利を設けることといたしてあります。

第四は、業務の継続の特例についてであります。すなわち、合併または転換前の金融機関の業務のうち、合併または転換後の金融機関が法令上行なうことができなかったものにつきましては、合併または転換後も、一定期間、継続することができるとし、この制度の円滑な運営を期してゐるのであります。

以上、中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案、及び金融機関の合併及び転換に関する法律案につきまして、その提案の理由と内容の概要を申し述べました。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(青柳秀夫) 次に、補足説明を聴取いたします。

○政府委員(遠田智君) ただいま議題となりました二法律案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

まず、中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

第一は、相互銀行法についての改正であります。相互銀行は、元来、民間中小企業金融機関として発足したものでありますが、現行法では融資対象についての具体的な規定がなく、その目的として「国民大衆のため」と抽象的に規定されているのみでありますので、相互銀行を中小企業専門の金融機関として特色づけて存続させるため、主として中小企業に対して金融を行なう機関である旨を規定することとし、この種中小企業者の範囲を従業員の数が三百人以下または資本の額もしくは出資の総額が政令で定める金額以下の事業者としております。

次に、最低資本の額を東京都または大蔵大臣の指定する人口五十万以上の市に本店を有する相互銀行にあつては三億円、それ以外の相互銀行にあつては二億円と、それぞれ現行の十倍に引き上げることとし、三年間の経過期間内にこの限度に

到達すべきこととしてあります。また、相互銀行は、営業区域を定款に定めることとされておりますが、相互掛金業務の比重が大幅に低下した現在では、営業区域を設定することの実質的な意義がほとんど失われてきておりますので、これを廃止することとしたほか、規定の整備をはかることとしてあります。

第二は、信用金庫法についての改正であります。まず、最低出資金の引き上げであります。東京都の特別区の存する地域または大蔵大臣の指定する人口五十万以上の市に主たる事務所を有する信用金庫にあつては一億円、その他の信用金庫にあつては五千万円と、それぞれ現行の十倍に引き上げることとし、三年間の経過期間内にこの限度に到達すべきことといたしてあります。

次に、会員資格要件の緩和であります。信用金庫の会員となり得る事業者の範囲について、現行の三百人という従業員基準のほか、資本金または出資の総額一億円以下という資本金基準を設けて、そのいずれかを満たせばよいこととしてあります。

次に、会員一人当たりの最低出資額を設けることとし、東京都特別区及び指定市は一万円以上、その他は五千万円以上で定款で定める額とすることとして、睡眠会員等を排除して会員制度の特色を発揮し得るようにしたほか、信用金庫の員外預金者の保護をはかるため、信用金庫の持ち分譲り受けの制限を設けることとしてあります。

次に、信用金庫の総代制度の改善をはかるため、総代についての定款記載事項を整備することといたしました。また、金庫の解散、合併及び事業の全部の譲渡についても総代会において議決し得ることとしたほか、この総代会の議決については、会員からの請求により、さらに臨時總會を招集し得る道を開くこととしてあります。

次に、業務の範囲についての改正であります。従来信用金庫は、内国為替等の付随業務については「会員の利益に資する場合に限られていた」のでありますが、利用者の便益等も考慮し、会員以外の

者についてもこれを利用し得ることとするにとともに、会員に対する融資業務を妨げない限度において、地方公共団体、金融機関その他会員以外の者に對し、政令で定めるところにより融資をすることができるといたしてあります。

次に、一会員に対する融資は自己資本の百分の二十に相当する金額をこえてはならない旨の規定を設けて、金融機関としての資産内容の健全性を確保することとしたほか、所要の規定の整備を行なうこととしてあります。

第三は、信用協同組合についての改正であります。まず中小企業等協同組合法を改正いたしました。信用協同組合の業務の範囲を拡大し、組合員のためにする内国為替取引、組合員のためにする有価証券の払込金の受け入れ等の業務を新たにしない得ることとし、また、信用協同組合連合会について会員である信用協同組合の組合員に対する貸し付けの道を開くこととしてあります。

次に、協同組合による金融事業に関する法律の一部改正であります。この関係では、出資の最低限度額を東京都の特別区の存する地域または大蔵大臣の指定する人口五十万以上の市に主たる事務所を有する信用協同組合にあつては二千万円、その他の信用協同組合にあつては一千万円に改めることとし、三年間の経過期間内にこの限度に到達すべきこととしてあります。

さらに、先に申し上げました組合員のためにする内国為替取引及び信用協同組合連合会の間接構成員に対する貸し付けについては行政庁の認可を要することとし、また、信用協同組合の一組合員に対する融資はその自己資本の額の百分の二十に相当する金額をこえてはならないこととしたほか、所要の規定の整備をはかることとしてあります。

次に、金融機関の合併及び転換に関する法律案につきまして御説明申し上げます。

まず、この法律案は、普通銀行、相互銀行、信用金庫及び信用組合の四種類の異種金融機関の相互間における合併及び転換の制度を設けようとし

ているものであります。したがって、主として株式会社組織と協同組合組織との間の合併・転換でありますので、その両組織の間にまたがる技術的な問題がきわめて多いという点をあらかじめお断りしておきたいと思っております。

第二に、合併、転換の認可の点であります。法案の第六条第二項にありますが、認可の審査基準は、本法の趣旨から見ても重要な諸点を列挙したものであります。個々の案件の処理にあつても、各基準について具体的に十分審査してまいりたいと思っております。また、同条第三項におきまして同種の金融機関の合併について言及いたしておりますが、これは地域性の強い中小企業金融機関につきましては、原則的には、中小企業金融の疎通の上で、同種合併の方が自然であるというふうな見地から、同種合併と異種合併と両方の動きがあり得るときは、同種の合併を原則として優先させるような配慮が必要であるということとあります。さらに、同条第四項におきましては、必要な限度で認可に条件を付することができることとなっておりますが、これは異種合併または転換によつて摩擦を生ずるようなおそれがないようにこうした規定を設けたものであります。たとえば合併を行なう金融機関の当該地域の中小企業向けの融資比率を低下させないことといったものが考えられるのであります。

第三に、利害関係者の権利保護という点であります。合併や転換を行なうという意思決定自体を総会における特別多数決によることとしたしまして、慎重な手続を要することとしているのであります。また、普通銀行または相互銀行が合併または転換により信用金庫になるという場合には、その信用金庫の会員となる資格を有しない株主による特定株主総会の合併決議を必要としているのであります。さらに、合併や転換に反対する信用金庫の会員や信用組合の組合員につきまして持ち分の払い戻し請求権の規定を設けてありますが、この払い戻し請求の要件は合併総会の前

に書面による通知だけで足りることとされてお

り、株主の株式買い取り請求権の場合と比べても、その権利保護をより徹底いたしておるのであります。また、利害関係者として、債権者や差し押え債権者がありますが、株式や持ち分を目的とした質権や差し押えの効力が、合併後または転換後の株式、持ち分または金銭にも及ぶこととしたしまして、これらの債権者や差し押え債権者の保護をはかっているものであります。

第四に、業務の継続の特例についてであります。合併または転換により行なうことができなかった業務の例をいたしましては、相互銀行の掛け金業務のようなものが考えられます。また、こうした業務を継続することができる暫定的な期間を一年以内と定め、期限の定めのないものについては一年以内ということになっており、この間に業務整理をいたさねばならないこととなっております。

以上をもちまして補足説明をいたします。

○委員長(青柳秀夫君) 以上の二法案に対する質疑は後日に譲ります。

○委員長(青柳秀夫君) 次に、物品税法等の一部を改正する法律案、所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案を便宜一括して議題といたします。

まず、四法案に対する衆議院における修正点について、衆議院大蔵委員長代理理事山中貞則君から説明を聴取いたします。

○衆議院議員(山中貞則君) 最初、修正案の提案者としての説明を要求されるつもりで準備いたしておりましたが、きのう当委員会の内意として、衆議院大蔵委員会の理事として来たいということを承りました。その意味は、私といたしまして、いかなることであるかが十分わかりませんので、そういう角度からの御説明をしたいと思います。

内容につきましては、それぞれテクニクの面において日にちを操作したり、あるいは事業開始

年度をずらしたりなどいたしました。了測せざる

事態によつて、当初予定いたしておりました四法案が三月三十一日に終わらなくて、年度を越してずれ込みましたために起こる減税法案については、納税者の受くべかりし恩恵並びにそれに対する期待、こういうものを、四月一日から施行されたのと同じ恩恵と期待にこたえる内容を目的として修正であります。他の法案につきましては、ことに物品税等につきましては、これは現在の提案されております政府の原案は、現行暫定税率据え置きもしくは若干引き上げの内容のもので、増税法案の一部にもなるものではありますけれども、現在、先ほど申しましたように、年度内に成立しなかったという現時点においては、税法上、厳正に言うならば現行本則税率のより高い税率で、増税で徴収されておらなければならぬ。しかしながら、これも、関係業界はもちろぬ、流通物資につきましては、卸、小売、消費者等の一般国民大衆に迷惑を及ぼす点があるだろう。したがって、できるならば、なるべく早く日にち等を修正可決することによりまして、本来の予期しておりました税率によつてそれらの混乱なり、あるいは、また、一般消費者の迷惑なりを回避するような内容を主眼としたものでございます。

そのような趣旨によつて技術的な点がそれぞれの所得、法人、物品、租税特別措置の四法案についてなされておるわけでございますが、その内容の御審議は後日いたしたいと思います。先ほど冒頭申し上げたように、その背景を申し上げますと、形は、委員会におきましては、衆議院において自民党の議員による修正案でございまして、社会党、民主社会党、公明党の三党は反対でございます。したがって、多数可決ではございませうが、しかしながら、その内容につきましては、ただいま申しましたような趣旨を各党間におきまして十分相談をいたしまして定めたものであります。したがって、しかしながら、なおかつ問題点となつて皆さま方の間にはおそろく議論されるであらう二つの点についてだけ具体的に御説明をいたしま

す。

一つは、物品税について施行の期日を十日間ずらして、はつきり四月十日よりと明定いたしておる修正案についてでございます。これは衆議院における期日の確定は、政府原案の年度内の意思の確定と異なりまして、それぞれ各党が衆参両院に議席を持つております構成から、一院のみでもって他院の議決の期間をあらかじめ定めておくというところは、反面、他院の審議権を制限するようないふこともなるおそれがございますので、私どももいたしましては、十分にその間の事情については各党と御相談をいたした結果でございます。その御相談が、結果的には形は反対でございますが、内々でございました理由は、先ほども少し触れましたけれども、物品税の主たる今度の対象品目は、ほりつておきますと現行の本則税率に戻すわけでありまして、一五%ないし二〇%の高い税率にそのまゝ四月一日から移行するものが、冷嘲むざんと言へばそのまゝでございますが、冷静にやれば税法上そのとおり課税を強行しなければなりません。しかし、原案はそのような現行本則に一ぺんに戻るような課税を予期いたしておりませんので、そこで、行政指導、あるいは、また、業界との相談という形で、行政当局たる大蔵省からそれぞれの各界に相談をいたしましたところ、倉出しをしない、すなわち、課税の発生をしない状態にとどめて置く期間はおおむね一週間ぐらいが限度であるという返事であったわけでございます。すなわち、工場は生産をやめるわけにはまいりませんが、流通段階に乗せるときに課税が発生いたしますので、それを取りやめるためには手持ちでかかえていなければなりません。その限度が一週間という意味であります。しかしながら、野党の御意思もございまして、まるめて十日というぐらいで業界のほうに無理を言わせろという内意もございまして、それで、さらに折衝をいたしまして、十日間のめどでございます。その間に課税の発生しない状態、すなわち、工場は運転をいたしまして、課税の発生する流通段階への品物

の動きを何とか停止しておきたいと思ひますと、こゝういふ見通しが立ちまして、その結果、各党の内部において、それぞれ表向きではございせんが、御相談の上、十日ほどの期限をつけて、それを十日には成立するといふ期待のもとに行政指導するといふことを前提に期限を付した次第でございまして、参議院の審議権を——十日までに成立せしむべしといふ衆議院の期待とか、あるいは希望とかいふものでないことを申し添えておきたいと思ひます。

さらに、やや、しさいな点でございしますが、他の法律案は、恩典は全部四月一日に施行されたと同じ効果を持たせるために、四月一日に施行することをはっきりと明示いたしておりますけれども、所得税について「施行の日」といたしてあります理由も一つございします。これも本来何らの疑いのない修正、すなわち修正をするならば、四月一日よりと、明らかに適及効果を明示すべきが法律のあたりまえの姿であると思つたのであります。現実にはその日の支払ひ関係で、その日の日納税義務者であり、あるいは徴税された者であるという立場の、主として職場を転々と変わるおそれのある日雇い労働者等の関係、この問題は、税法上は、当然理屈で言うならば、年度末にそれぞれの納税義務者——支払いをした者の書類と本人の申告等を受け付ければ、年度末調整で、成立しなかつた間の恩典の四月一日までにさかのぼることは可能なのでありますけれども、現実にはそのようなことがはたして可能かといふと、非常にむずかしいといふので、税法上の恩典は平等に及ぼしておきたいと、四月一日にいたしますと若干のそこを予期せざる弊害の起こるおそれもございします。すなわち、かわつて徴収をしてくれました源泉徴収の納税義務者、このところには明らかに還付されますが、その間に税金を納めておりました労働者、あるいは日給をもつて支給を受けておりました労働者といふものが、その払い戻しをされた時点で同じ源泉

徴収義務者のもとで働いていれば的確にそれが返付されるということが、これは一〇〇%可能であるとは考えられせん。そこで、不測の事態としては、せつかく国が払い戻したものが肝心の勤労者の手元には払い戻しをされないまま、税法上は源泉徴収の納税義務者のところでとどまつて、いわゆる不当利得を国が場合によつては認め得る余地に残るのではないかと、このようなことを考えまして、そのような疑問点を生ずるくらいならば、むしろ「施行の日」と定めまして、それらの人々は税法上許容された日に書類をととのえて年度末に申告をしていただきたい、年度末調整にゆだねられたいといふ現行税法によつていただくといふことにおきまして「施行の日」といたしたわけではございまして、別段他意があつていたしたわけではございせんが、少しこまかい施行された場合の技術的な面に立ち入つてそのような修正をいたした次第でございします。

以上、問題点と思われる二点を中心に、多数決になりました背景を申し上げた次第でございします。

○委員長(青柳秀夫君) 四法案に対して質疑を行ないます。御質疑のおありの方は、順次御発言を願ひます。

○中尾辰義君 ただいまこの物品税法等の一部を改正する法律案に対する衆議院側の修正意向につきましてお伺いをいたしました。この物品税法は非常に物価とも関係がありますし、重要な法案であります。したがつて、この修正に対しては、参議院の意向については何ら私どもは相談を受けてない。ただ、その点が非常にこれは参議院の審査を無視しているのじゃないか、こゝういふうちに、これはまあ私だけじゃございせんかと考えておりますので、その点について、まず提案者側の意向を聞きたい、これが一つ。まずそれを伺ひします。

○衆議院議員(山中貞則君) 差しさわりがありませんので、私はただいまあいまいと申しますか、適当な限度でお話を申し上げたわけでありまして、

しかし、各野党、ただし、衆議院、大蔵委員會には共産党はおられません。社会、民主社会、公明の三党をさして言うのであります。それぞれその党の内部には、その内容について政策審議会、あるいは党の部会等に持ち歸つて相談をしたといふことはつきりいたしておりますし、けさ大蔵委員會の理事会の席におきまして、提案者代表ではないが、理事として来たいといふことだから、他党の事情も聞かれることがあるかもしれぬぞといふことを私はつきり申し上げてまいりましたが、一応私どもとしては、各党それぞれどのような形で御相談になつたか、これは知りません。あるいは衆参両院の合同部会等をお開きになつたか開かれなかつたか等も知りません。しかし、衆参両院を含む野党としての意思としては、私どもはけつこうであらうといふことを確認をいたしまして修正案を作成したといふことではございします。

○柴谷要君 委員長、関連して。本日は、山中議員にはたいへん御苦労さまでございします。修正にあたりましての御努力をるる開陳をされました。私も参議院にいたしていてもその趣旨に沿つて努力をしたいといふことで、実は日本本會議があるにもかかわらず、大蔵委員會は並行審査を要求をいたしまして審議をするといふ熱意を示したわけではございします。これと申し上げますのも、実は本日と九日と二日間しか審議日数がない、こゝういふ事情でございします。しかしながら、事前に私のほうにはそのようなお話がございしたもので、私は、まあできるだけ衆議院のお考えになつております考え方が最もこの法律を処理するにあつて適正である、かような意味から、実は内心協力をいたそうと、こゝういふ決意をいたしたわけではございします。まあしかしながら、参議院があまりにも審議日数が少ないといふ点も多少危惧をいたしました。この点で私なりに各機関におはかりをいたしまして、いろいろと努力をしたわけではございしますが、そのような経緯をたどつて本日審査をいたしておりますけれども、実は、聞くところによるといふと、私の党ほど連絡

が密で各機関で十分審議したところはほかにはないやうでございします。でありますから、ただいまのように、公明党さんなり、あるいはほかの党からはいろいろな異論が出るかと思ひますが、私のほうは正式機関を通じて徹底的に討議をして、しかる上に参議院は十日に間に合わせよう、こゝういふことに相なつた次第でございしますけれども、しかし、この問題は、率直に申し上げて、たいへん国民に与える影響が大きいといふ点を考慮しての参議院としての最大の努力でございします。こゝういふことがたび重つてはたいへん迷惑をいたしますので、この点だけはぜひひとつお含みの上で、衆議院としては、自後の問題についてはぜひひとつ御配慮をお願いしたい、このように私は考える次第でございします。これらの点についてちよつと申し上げて、山中先生のもう一段の御説明を願ひたいと思ひます。

○衆議院議員(山中貞則君) どうもいつも全法案を通じて、参議院にどうかと衆議院の事情によつて最後に押し込む、これは絶えず私どもの党も参議院から苦情をいわれている同じ悩みが各党おありと思ひます。そこで、大蔵委員會に限つて申し上げますと、まことに申し上げにくいのであります。もう一つ皆さま方の絶対反対をされる予定の増税法案そのものが近くも衆議院を上げりますと、これはまあ五月一日といふことにはぼなるかと思ひますが、期限があるにいたしましても、やはりもう少し十分審議させる期間がほしいといふ御意向もまたこれについてもあるかと存じますが、その他の予算関連法案でなくとも、われわれは参議院の審議日程といふものを、ことに立ち入つた話であります。三年に一回の参議院選挙の直前でもありますが、それらの事情も考慮をしまして、なるべく早目に参議院に送りたいといふことは、これは私どもの党ばかりでなく、各野党みな心がけておりますが、みな各党ともメンツやかかけ引きがございまして、また、私どものところの政府の官房長官の失言が飛び出しました。二、三日前は、また大蔵省の役人が勇み足を

いたしまして、いろいろな突発事故が起こりまして、よたよたいたしております。まことに残念なことではありますが、皆さま方にも、同じ立場の大蔵委員でございますので、同じ立場の審議が平等にできるように、私どもは、私ばかりでなく、みな心がけてまいりたい。このことは、私帰りしましたら、間違ひなく参議院大蔵委員会の、たゞいまは社会党の柴谷さんでございますが、各位も同じ御意向であらうと思ひますので、そういう御注意のあつたということを伝えたいと思ひます。

○須藤五郎君 関連。

○委員長(青柳秀夫君) 山中さんに対する質問です。

○須藤五郎君 いまの問題で関連して、私、共産党の須藤です。衆議院のほうには、残念ながら大蔵委員はおりません。しかし、各党の意見を聞いたという以上は、たとへ大蔵委員会に共産党の委員がいなくとも、やはり共産党にも連絡すべきものだと私は思ひます。ですから、私は、衆議院のほうの共産党からもこの問題について何ら聞いておりませんし、ほんとうにもう突然こういうことを聞いたようなことなんで、これでは全く困ると思ひます。かねがね私は衆議院のほうの大蔵委員会の審議の様子などは非常に注意して、いろいろ友人などにも審議のおくれているということを聞き、そしてそれじゃ大体こちらへくるのはこういうところになるのかというめどを自分でつけておりましたが、もう何だか突然上がつちゃつて、こういうことは困るのです。ですから、今後これは前例としないようにしてもらいたいというところ。それから、各党の意見は聞かれたと思うのですが、共産党を抜いて。しかし、参議院のほうのこの大蔵委員会に対する連絡があつたかどうか、いわゆる委員長何かに、こういうことになつてゐるが、どうだろうという意見を求められたかどうか、その点もひとつ伺つておきたいと思ひます。

○衆議院議員(山中貞則君) これは衆議院大蔵委員会には共産党の方はおられませんので、そう言

われると一言もないわけでございますが、ただ、委員会の運営は、その委員会におられます各党の代表者、あるいは各党というものと話をいたしまして委員会運営をいたします。本会議の運営になりますと、当然これは共産党を含めて、議運その他において、賛否なり、あるいは上程期日なり等が審議されるわけでございます。今後委員会の中に所属しない党の連絡まで原則としてやれという御意思でございます。これは単に大蔵委員会のみならず、ほかの委員会等の運営においても、基本的に議運の何かの基準でも定まりませんと、目下のところは全法案についてそういうことになるわけでありまして、いままでの前例としてはございせんので、党機関の中でどのような形でそれを反映させるかもそのほうでもお考えをいただきます。私ども、目下大蔵委員会といたしましては、大蔵委員会に党員を有しない党に対してどのような了解をとるかということについては、ちょっと即答できかねるということでございます。悪しからずお許しをいただきますと思ひます。

それから、参議院の大蔵委員長に連絡したかというところでございしますが、これは私の権限を越えておりました。委員会では修正案を上げましたときの内容を作成して趣旨を説明いたしましたという立場の理事でございますので、その点は私からはごかんべんをお願いしたいと思います。先例も後例も、委員会にその政党の代表のいない党員に対して……。

○須藤五郎君

○衆議院議員(山中貞則君) わかりました。御趣旨を取り違えておりました。それは先ほども御説明申し上げておりましたので、重複するかと思ひますが、私どもは意識的に参議院にわざわざ短い期間をやつても参議院はかまわないというふうなつもりは決してございせんので、同じ大蔵委員会として、衆参両院として同じ審議期間を持つのが原則だと思ひます。しかし、先ほど申しましたよ

うに、付託された最初の院である衆議院でいろいろ予測せざる事態等が起こりまして、一方、期限の定めのある法律になりますと、その期限は容赦なく異常事態等には関係なく迫つてまいりますので、そこらのところはまあ前例とこれはいたしませんし、今後、先ほどもお答えいたしましたように、参議院大蔵委員会とされても、ことに歳出等の予算が成立しても、歳入が成立しなければ執行できないような歳入欠陥を生ずるわけでありまして、それらの案件等も、たゞいま重要な委員会として、これに慎重審議の期間を十分考へて、参議院の委員会日程も考へてやれという御注意がありまして、これを再び繰り返しますが、持ち帰りまして委員会に正式に報告いたしたいと思ひます。

○中屋辰義君

まず、最初にお伺ひしたいのは、四十一年度物品税の改正がありまして、当時一〇%ないし一五%電気器具等が下げられたそのときに問題になりましたのは、物品税が下がつて、はたして小売り価格が下がるのかどうか、これはまた委員会でも審議的になつたわけですが、その当時の模様を、どういふ器具が物品税がどくらゐ下がつて、小売り価格がどのようになつたか、その辺の模様をひとつ最初にお伺ひしたいと思ひます。

○説明員(細見卓君)

お答え申し上げます。四十一年に物品税をかなり大幅に体系的に下げたわけでございますが、そのときに、御案内のように、物品税を下げても、それが業者の段階にとどまつて、国民にまでその恩恵が及ばないのでは減税の意味がないじゃないかということが強く言われました。そこで、私どもは通産省その他の関係各省に強く働きかけまして、減税額が少なくとも国民の皆さまに均てんするように行政指導を強く働きかけてほしいということをいたしました結果、ここに若干の当時の事例がございまして申し上げてみたいと思ひますが、おおむね一番悪いものでも減税額の七割ないし八割程度は下がつております。ものによりましては一〇〇%を上回る

というふうなものもございまして、あまり下がらなかつたと申しますか、七〇%台の引き下げにとどまつたものが白黒のテレビ、当時のテレビでございますが、テレビ、それから電気冷蔵庫なども一部は八〇%を若干切るような引き下げになっております。その反面、非常に需要がふえてまいりまして、コスト的にも安くなった面があつたかと思ひますが、扇風機のようなものを見てまいりますと、減税額を上回つて、減税額の一二七%の引き下げ額というふうなことになるのであります。また、小型自動車にいたしましても減税額が少く引き下げになるというふうなことでございまして、おおむね物品税の引き下げ額に見合つた引き下げが行なわれたということを申し上げられるかと思ひます。

○中屋辰義君

それでは、減税額だけ下がらなかつたのもいままの報告ではあつたようでありましたが、それはどういふ理由で下がらなかつたのか。

○説明員(細見卓君)

ちょうどこのころ、まあこれが全部であつたとは申しませんが、国鉄の運賃の値上がりもございまして、その反面、人件費等の値上がりもあつて、私どもとしては一〇〇%をというところで強く働きかけたのであります。いま言つたようなこの物品税引き下げ以外の値上げ要因というふうなものも相殺されてこのような結果になつたのだと思ひます。

○中屋辰義君

今度の改正法案が、昭和四十三年度中に期限の到来する特別措置の期限の延長と、この中で現行税率をそのまま延長するものと、現行の税率を漸進的に引き上げて延長するもの等が出ておりますけれども、今度は、物品税は、税率の面からいへば若干これは増税になるわけですね。したがつて、今度は小売り価格に対してどういふふうになるのか、値上げになるのか、その辺のところをどういふふうな判断をして、どういふような業界に対する指導をやるのか、それをひとつ聞かしてもらいたい。

○説明員(細見卓君)

今回の改正と申しますか、暫定措置の打ち切りによりまして税率が上がりま

すものは、税率といたしますと、大体製造場を出ます価格の五割程度であります。したがって、小売段階での負担として見ますと、まあ一割前後というふうなことになります。しかも、これらの物品は、いずれも、どちらかといえば大衆的に消費されるようになって製造量がふえたものであります。したがって、どちらかといえば、価格競争というものにさらされておる品物でありますので、私どももいたしましては、これはおそれらくメーカーなり、あるいは流通段階なりで吸収されて、最終消費にまでは反映しないと、かように考えております。

○中尾辰義君 それでは、こういったトランジスタ・テレビ、冷蔵庫等が、これは現行税率よりか五割ほど上がるわけですが、合理化等によってこの増税分は吸収される、こういうふうに判断してよろしゅうございませぬ。

○説明員(細見卓君) ええ。

○中尾辰義君 それでは、これはアメリカのドル防衛の一環としてたまたま問題になっておりますアメリカの輸入課徴金制度の問題ですが、もしそういう制度をアメリカが採用した場合に、その対抗策としていろんなことを考えられておるでしょうけれども、輸出品に対しての間接税の課税ですね、これは間接税はないと思ひますけれども、物によってはあるかも知れぬ。その辺の事情と、それに対して大蔵省としてはどういうような考えを持っておるのか、その辺をお伺いしたいと思ひます。

○説明員(細見卓君) 物品を輸出いたします場合に、いまいわば輸出に際して還付いたしております制度としては、一つは御案内の関税でございます。関税のかかったものについてこれを還付する方法がございまして、それから、いま一つは、日本は個別的に物品税をかけておるわけでありまして、その物品税を課さない方法によりまして、輸出に際してその物品税を課さない方法によりまして、間接税負担の排除ということによって輸出ドライブをかける方法をやっております。おっしゃる通りに、アメリカが輸入課徴金を考えました場合に日本としてどのような措置をとるかということでございますが、御案内のように、同様な輸入課徴金を取るということにいたしますと、日本の場合、多くの品物が原材料であるというふうなことがありまして、しかも簡単に対抗措置もとれないということでもあります。また、日本のように、ある程度の経済成長を遂げながら、しかも、国際収支につきましても若干の問題があるにしまして、それはどの深刻な事態でないにせよ、対抗措置をとるといふことになると、アメリカ以外の国がどういふふうな日本に対して考えるかというふうな点も考えてまいらなかならないと思ひます。そういうようなことを考えまして、たゞいま御提案して御審議願っております特別措置におきまして、輸出割増し償却制度の拡充とか、あるいは海外市場開拓準備金制度の拡充というふうなことをいたしまして、日本側からの積極的な輸出品の強化というふうな措置で対抗してまいるのが一番よいかと考えていま申し上げたような措置を提案しておるような次第でございます。

○中尾辰義君 私が申し上げたいのは、輸出品に対しては関税あるいはその他の物品税等はかけないけれども、たとえばそういう物品の製品を送る、そういう場合には、当然揮発油に対するところの物品税等は、これはどういふふうになるか。まあ、外国等はこういうものにも税金はかけないというに聞いておるわけですが、その辺に対する大蔵省側の意向はいかがですか。

○説明員(細見卓君) いわゆる隠れた間接税と申しておりますが、直接そのものにかかっておるのじゃなくて、間接的にそのものの生産の過程にかつた間接税を還付するということをおさしなうておるのかと思ひますが、かつてイギリスがそういうことによりまして、輸出リベート制度をとったわけでありまして、こうしたリベート制度をとる場合におきまして、一つは、どの程度の額をどの品目に返したらいいかということにつ

て、国際的にも了解を得なければならぬ。御承知のように、非合理的な、あるいは国際的に受諾されない措置をとりますと相手国の対抗措置を呼ぶわけでありまして、そういう意味で、外国からも了承を受けるような根拠のある合理的な制度をとらうというふうになります。かなり綿密な計算をしなければならぬ。イギリスで見まして、この輸出リベート制度をとるために一年有余の準備をしたということがいわれておりますが、わが国の場合は、そうした準備もさることながら、基本的な統計の整備の問題もございまして、そうした技術的な困難のほかに、いま一つ日本で行われております対米輸出等の困難な問題と申しますのは、主として軽工業用品であるわけでありまして、軽工業用品ということになりますと、いま申される隠れた間接税というものは、どちらかといへば、たとえば物を運ぶときの運賃であるとか、あるいは、また、ガソリン税であるとか、あるいは極端な場合はエアコンデションにした工場のそうした電気器具に対する間接税であるとかいうようなことになるわけでありまして、いま輸出上問題となるような中小企業の商品とか、あるいは、また、軽工業の製品というものがこうしたものが実金額として入らないというふうな悩みもございまして、この問題はなかなかむずかしい問題であらうかと思っております。なお、日本が、かりにそういう措置をいたしますといたしまして、すべての国に大体そういう意味での隠れた間接税というものはあるわけでございますので、結局相互に対抗措置をとれば一種の一律の関税引き上げというふうなことになる。まして、御案内のように、日本は、輸出税——間接税と直接税の割合で見ましても四割程度で、世界的に見ても、どちらかといへば間接税の低い国でありますので、それを還付するという場合は、それほど有効な手段になり得ないという問題があることも御了承願いたいと思ひます。

○中尾辰義君 念のためにお伺いしますが、先ほどの答弁で、今度の物品税が多少増税になる。その場合には増税分は合理化によって吸収される、こういうふうにご考へられるとおっしゃったのですが、その点は、そうしたらその税金の分だけ物価は上がらない、こういうふうにご考へられるわけですか、その点をもう一ぺん念のためにお伺いしておきます。私はどうしても今回は上がるように思ふわけですが、それによつてやはりこれは賛成か反対か、態度をきめなければならぬので、ひとつ。

○説明員(細見卓君) 私どもが把握しております事情に関する限りは、この問題で上がるといふことはなれないと思ひます。ただ、全体といたしまして、物価が他のいろいろな要素で上がつておりますので、そうしたいわゆる便乗というふうなものが起らないようにするのが私どもの当面の行政指導であつて、ただ、一般的にこうした間接税が若干でも重くなったものがいつまでも上がらないかどうかということ、これはまた別の問題として御了承願いたいと思ひます。

○中尾辰義君 それじゃ本論に入りまして、いつもいわれることですけれども、物品税を課税する根拠ですね、根拠についてひとつお伺いしたい。○説明員(細見卓君) 御承知のように、物品税は北支事変のときに始まつた制度でございますが、その当時は奢侈品の課税というものであり、それがさらに財政事情で一般的な消費抑制というふうな観点まで加わりまして、そうした性格が今日の物品税の中に二つの性格として残つておるかと思ひます。ただ、現在の物品税をどのようにかえておるかということでございますが、これは奢侈品とか、あるいは趣味、娯楽にわたるもの、あるいは嗜好品といったようなものに対してかける。なお、特殊なものとして非常に便益性の高い、たとえば自動車といったようなものであります。そういう消費に示されますいわば高価なものにかけるという、担税力に応じてそこに課税の原因を見出しておるというのが物品税の税としての性格であらうかと思ひます。したがって、課税の対象になつておりますのは、御承知のように、高

○説明員（細見卓君） 申し上げます。
ただ、最初にお断わりしなければなりませんの

小売り課税になりました、一六・七%、小型乗用車でございまして、これは一五〇〇cc程度のもので

で申しますと、四十円で二十二円三十二銭が専売
益金になり、負担で申しますと五五・八％、ハイ

○説明員(細見卓君) 最初の貴金屬等に対する課税でありますが、これは小売りに対する課税方式

あるといひましたも、一応消費されておると言つていいのではないかと思ひます。それから、パッケージ型ルームクーラーでございしますが、これにつきましては、四十二年度におきましては、産業いたされたのが大体七万九千台でございまして、本年度、四十三年度におきましては九万八千台ということになっております。それで、このパッケージ型ルームクーラーにつきましては、これがほとんど業務用でございまして、家庭用に使われているものではございません。それから、ステレオでございすけれども、生産が昨年におきましては百六十八万台に對しまして、本年度の生産は百八十五万台ということになっております。

○須藤五郎君 カラーテレビなどはこれからどんどん利用者が増えるんですね。私の知っている店でテレビを販売するところでは聞きますと、これまで白黒を持っておいた人が買いかへるときは必ずカラーを買うそうですね。ですから、カラーテレビはこれからいよいよ一般家庭にどんどん入っていく方向にあると思うんですね。それで、もう一つお尋ねしますが、通産省はこれらの物品は一般家庭用耐久消費財である、こういうふうに考へていらつしやるかどうか。

○説明員(久留義雄君) 家庭用の耐久消費財であるといふことは言えるかと思ひます。もちろん先ほど申し上げましたように、パッケージ型ルームクーラー、あるいは冷蔵庫、先ほど冷蔵庫の数量を申し上げましたが、冷蔵庫等につきましては、これは業務用でございすから、家庭用ではありませんが、それ以外のステレオ、トランジスタテレビ、あるいはカラーテレビでございすか、こういうものは一応家庭用と申し上げたいと思ひますが、ただ、一般的、あるいは大衆的といふかえまして、大衆的な耐久消費財であるかどうかといふことにつきましては、やや疑問があるかろうかと思ひます。実はまだカラーテレビの普及率は現段階におきましてはわずかに一・六%でございすし、ステレオのごときも二

○劣弱といふような状況でございすので、家庭用の耐久消費財とはいひながら、まだ一般化されてない状況ではなからうか、こういう段階でございす。

○須藤五郎君 そうすると、いまの話で何つておりましたも、税率引き上げを行つたのは一般家庭が日常使用するところの耐久消費財、こういうことが大体言えるのじやないかと思ひますが、今度の税率の引き上げといふものは大衆課税だ、こういうことは私は大衆増税だといふことが言えるのじやなからうかと思ひます。大蔵省は、これらの物品は一般奢侈品、こういうふうに考へておるのかどうかといふ点をちよつと聞かしてもらひたい。

○説明員(細見卓君) 奢侈品とか一般家庭用品とかいふ區別はなかなかむずかしいものであります。たゞえばカラーテレビで申し上げますと、一般のテレビはすでに一五%になっているわけですが、まあそういう意味ではカラーテレビのほうが通常より高級なものだと考へられますので、それに税率が合つてくるということ、私はそれほどカラーテレビが大型テレビに比べて、より大衆的であるといふことはないかと思ひます。ほかのものにつきましても、先ほど通産省からお答えがございましたように、手持ち率といふような点から考へてまいりますと、たゞえばラジオ、あるいは一般の蓄音機といふものはより高級な耐久消費財である、かように考へまして、また、そういうふうに考へましたから、この点ほかのものの税率の調整をはかつた上で、育成段階が終つて、まあ先生がおっしゃつたように、だんだん家庭用品になつていく過程であらうかと、かように考へております。

○須藤五郎君 そうすると、カラーテレビは奢侈品じやないのだ、そういう見解ですか、どうなんですか。

○説明員(細見卓君) 現在のテレビよりも高価であるといふ意味では高価なものであると思ひます。しかし、同時に、人間の情操と申しますか、

見て楽しむことについての、そういう目の肥えてまいりますにつれて、普通の白黒テレビよりもカラーテレビが喜ばれてきて、国民の所得水準の向上とともに、より普及してまいらるものであらうとは思ひますが、いま申し上げられることは、白黒のテレビよりはカラーテレビがより高級だといふことは言えようかと思ひます。

○須藤五郎君 じゃ、ステレオは奢侈品ですか。

○説明員(細見卓君) 高価なものであります。ただ、だんだん日常生活に出てきておる、まさに奢侈品と日用品との間にだんだん近づいてきておる、かように申し上げる以外にないと思ひます。

○須藤五郎君 そうすると、奢侈品だから税をかけるというのじやない、値段が高いから税をかけるという、そこはどなんですか。物の性質によつて税金をかけるのか、値段によつて税をかけるのか。それならカラーテレビ、ステレオがいま十五万円くらいしているものが普通のテレビと同じような価格にできるようなことになる。それからカラーテレビもステレオも、みんないまよりずっと値が下つてくれば、もうそのカラーテレビにかけた税とステレオにかけた税率といふものはもとに戻すのですか、どういふものなんですか。物の税率、これは奢侈品だから税率が普通のものよりも高いのか、その値段が高いから税率は高いのか。値段が高いからというなら、これまでの普通のテレビの税率で、値段が高ければそれだけ税率が高くなるので、税率まで引き上げる必要はないのですね。税率をなんで変えるのか、奢侈品だからといって変えるのか、値段が高いからといふのでこ

ういふふうには税率を変へるのか、そこをちよつと聞いておきたいのです。

○説明員(細見卓君) カラーテレビは普通の白黒のテレビと同じ税率になりまして、いままでの一三%といふのは、普及生産の拡充段階に對する一種の税制上のインセンティブとして一三%といふ、特別の文字とおり暫定軽減税率を適用しておつたのでありまして、普通の白黒のテレビと同じ税率になるということでありま

す。

なお、奢侈品であるとか、あるいは高価であるとかいふ概念と同様、先ほどちよつと申し上げましたように、娯楽性といふことも物品税の課税の一つの要因に入れております。ただ、その娯楽性、あるいは生活奢侈品といふたようなものにつきましては、先ほど申し上げたように、所得水準とか、あるいは生活水準とか、あるいは、また、文化生活の水準といふたようなものは、これは年々變つてまいり、または向上するものでありますので、その意味におきまして、あるときには奢侈品であり、あるいは娯乐的だと思はれたものが、たゞえばより生活に日常的なものになつてくると、それは、そのために物品税については五年度の期間を置いて見直していかなければならぬことになるのも、そうしたところに一つの原因があるのだ、かように考へておるわけです。

○須藤五郎君 白黒のテレビが高いといふこと、この場合、その私は意見があるのです。そんなものは、むしろカラーテレビはそのままにして白黒を下げるべきなんですよ。上のほうへ合はすといふのはどうしてわれわれは納得できないのですか。そうすると、カラーテレビは値段が高いから上げるのだ。あなたいま言うた奢侈品じやない、値段が高いから上げるんだ、これもおかしい理屈だと思ひます。値段が高いからといふのは、そこがまた税をかけられる性格がはつきりしないのです。一体奢侈品だから、奢侈品的な性格を持つてゐるから税を上げるのか、値段が高いから税を上げるのか、そこがどうもはつきりしない。奢侈品だといふなら、ぼくは奢侈品でないといふ論争をしたいのです。カラーテレビが奢侈品か、ステレオが奢侈品かといふことなんです。そうすると、どこかでその税をかける境界といふものは、一切値段でかけるなら値段で線を引かなければならぬ。白黒でもカラーでもステレオでも、これだけの値段のもの、下のものは税を下げる、これ以上は税をかける、値段でいくならばその線を引かなければならぬ。奢侈品だといふなら、これは同様に考へてい

かなければならない。それは奢侈品であるかどうかという論争をしなければならぬ。何だか税の対象にする目的がはっきりわからないのです。大蔵省の言っているのは、どうなんですか。

○説明員(細見卓君) 先ほど中尾先生にもお答え申し上げましたように、日本におきまして消費税としての物品税は、一般的な売り上げ税というのではなくて、ある程度便益がある一種の耐久消費財のようなものを中心になりまして、その辺が大體一五ないし二〇%程度の税率で、その後物品税全体としての課税体系が構成されておるわけでありまして、そういう意味で一五ないし二〇という税率の現在の物品税がかかっている。普通は、物品税をやめるということでは別でございしますが、物品税制度を残す限り、やはりその辺のところを一つめにして、制度上からの取得価格に対する一五ないし二〇というところを物品税としての普通の、かなり耐久性のある、あるいは便益性の高い商品に対してはその辺のところにかけるのが、少なくとも、これは物品税でございします。かなり沿革的な面もございしますが、そういうものとして価格にも反映されておるし、税として受け入れられておると、かように考えておるわけでありまして。

○須藤五郎君 それじゃもう一べん聞きますが、音楽はぜいたく品ですか、何なんですか。

○説明員(細見卓君) 音楽の問題は先生のほうにお伺いしなきゃならぬのでわかりませんが、私も、楽器とかにつきましては、やはりその消費の態様、そういうものが一般の家庭にどの程度持たれておるかというのを考えまして、普通の物品税率一五%程度のものは課せられても、現在のところまでは少なくとも受け入れられてきたと、かように考えております。

○須藤五郎君 テレビはいま二千万台出ているんですね、NHKの発表では、そうすると、一億の人口で二千万台テレビが出ておるといえば、これはもうぜいたく品じゃないでしょう、生活必需品で

すよ、これは。それで、テレビ、ステレオという生活必需品ならほとんどふえていくんですからね。もう白黒にかわってカラーが入るんですよ。だから、カラーテレビの税率を上げるということは大衆課税を引き上げるということなんです。あなただちは税金を取ることだけ考えて、何も大衆の立場に立つてものを考えないからそんなことを考えているんですよ。音楽は、これは生活必需品であり、人間の教養に絶対なぐちやならぬことなんでしょう、それで、それを税金を上げるなんて何です。普通のなまの音楽を聞きに行くところ入場税を取るでしょう、これまた税金を出さなきゃ音楽をわれわれ聞くことができない。ステレオというのは、よりよく音楽を聞く一つの機械ですよ。普通のラジオより聞けない音が出てくるんです。だから、音楽を愛する人は、より一そういい機械を買いたいんですよ。それをステレオへも税金をかけてくる。なまを聞きに行けば入場税を取られる。ステレオを買えばまた税金を取られる。あなたたちは音楽に税金をかけるという、全く文化性もないじゃないですか。そんなことで日本人の教養なんて問題にできませんか。税金を取るだけが大蔵省の役目じゃないんですよ。こういう点をよく考えてください。

○政府委員(二本謙吉君) ただいま音楽はどうかというお尋ねでございますが、音楽は、これは私どもは、人間の情操を養う上に、また、われわれ娯楽上ぜひ必要なものである、こういうふうにかえておるのでございます。で、いまのカラーテレビに税金をかける、こういうことで、これはもういまでは一般大衆用品になっておるじゃないかと、こういうお説がございましたが、まだほかの白黒に比べればカラーテレビを買う人が少ないのでございまして、これもだんだん日本の経済が発展して、国民が全部これを用いるということになれば税金を私はかけぬようにしなければならぬ、かように考えておるもので、いままだその段階でございまして、ひとつ御了承を願いたいと思

います。

○須藤五郎君 それはあなたの考え方とぼくの考え方がさか立ちですわ。音楽は聞かざるやならぬ、カラーテレビは大量化しなきゃいかぬと、そのためには税金を取るべきじゃない、値段を下げなきゃならぬ。税金をかければ値段は下がらないですよ。値段が上がればよいに買いにいくんですよ。だから、大量化するためには税金を下げる、カラーテレビ、ステレオ、全部税金をやめるといふことです。そして音楽なりテレビを大衆化するといふこと、これが日本人の教養を高め、娯楽性を豊富にしていくということなんです。あなたたちの大蔵省のやり方は税金を取ることだけ考えていて、こういう面を全然抜きにしているから話にならないんですよ。

○政府委員(二本謙吉君) 税金を取ることばかり考えておりません。いまあなたがおっしゃるように、これがほんとうに国民大衆に行き渡っていったならば私は税金をやめるべきである、かように考えておるが、現段階においては、まだまだカラーテレビといふものは上層階級のほうに多いのでございまして、まだ一般大衆のものというわけにいきませんからかけておるわけでありまして、いまの御説のようになるようなことをわれわれは希望いたしておりますから、その点は御了承を願いたい。

○須藤五郎君 私の意見とは全く違ひ。音楽論芸術論をこの人たちがやっても、みつぎ取りと芸術論をやっても話にならない。全くわからぬ人たちが相手ですからどうにもならぬが、しかし、私の意見は正しい意見です。だから大蔵省は考えなければいかぬ。むしろカラーテレビの率を白黒テレビの率に下げるといふこの工作が必要なんです、それを上げていくことはわれわれはどうしても納得できない、そういう点を私は言うわけですよ。

よ。値段じゃない、そうすると、大蔵省の人は、値段が高いから税金をかける。そうすると、値段が高いからかけるのか、品物がぜいたくだからかけるのか、そこなんです。私ははっきりしておきたいのは、そうじゃないとどうもわからない点がある。

○説明員(細見卓君) そこは、先ほど申し上げましたように、消費の性質と、それに払われております負担力、この両面をとりまて課税いたしておるわけでございますので、それを見る一つの準拠するものとして、一面に高価性ということがあると思います。それから、一面に奢侈、あるいは奢侈性というよりなものがあろうかと思ひます。それから、他面、先ほど申しましたように、娯楽性とか、あるいは日常生活との関連性の薄さというよりな面、そうしたものがございまして、これは一つの品物が厳密にいずれかに分類できるかというところになれば、それはおっしゃる通りに、いろいろ見解もございしますが、多分に物品税は沿革的な面もございまして、それから、一つの物品が課税され、同種類の物品が課税されないということになりまして競争上適正でない、競争条件を乱すという要素もございしますので、そういう意味での横のバランスもとらなければならぬいろいろな要素があつて課税をいたしておるわけでありまして。

○須藤五郎君 それじゃ同じ物品税を上げるなら、先ほど中尾さんも質問なさつたのじゃないかと思ひますが、物品税を上げるなら、何でダイヤモンド、サファイヤ、こういうものの税率を上げないで、それで一般家庭用のいま言ったような品物ですね、この税率を何で引き上げるのですかと、いう点なんです。銀ギツネは一六・七%、ダイヤモンド、これも一六・七%で、率が高い。そうしてテレビなんか一五%に今度なるのですか、そういうことをするのです。おかしいじゃないですか。だから奢侈品にかけるのか値段にかけるのかと聞いているのです。性格がわからな

い。

○説明員(細見卓君) これは先ほど中尾先生にお話をいたしたわけですが、もし先ほど申されまして数字を比べられましたら、この宝石とか貴金屬に対する課税は対小売りの価格でございまして、これをメーカー段階に還元いたしますと、これが四〇%、あるいは三十数%、いわば最高の税率になるわけでありまして。そういう意味で、先ほど申しましたように、二〇%ないし一五%というところを基準にして、一番高級品には四〇%の税率を適用する、四〇%の部類に入っておるといふことは申し上げておきます。

○須藤五郎君 ダイヤモンドのこの間新聞の広告を見ておりましたら、課税すれすれのダイヤモンドと書いて、〇・一カラットだかそれだけか忘れましたが、白金台で、そのくらいのダイヤモンドの指輪が一万四、五千円なんです。これが課税の最低限のすれすれだという広告でお客様を集めておりました。そうすると、ダイヤモンドの白金台の指輪といえども、一万五千円なら税金をかける、それ以上はかけるということ、これはダイヤモンドだから税金をかけるというのじゃない、やはり価格によって税金をかけるという線が引かれている。そうすると従来どうなんだということになる。そうすると、ステレオとかそういうようなものは、問題は価格じゃないに、ステレオというものに税金をかける、合わないじゃないですか。どうですか、そこらは私はどうも納得がいかなぬ。ダイヤモンドは価格によって税金をかける、ステレオは価格によらない。カラーテレビは価格によってでなく、物の性質によってかける、合わないじゃないですか。どうですか。

○説明員(細見卓君) ダイヤモンドの課税につきまして免税点を置いておきますのは、これは小売り課税でありまして、免税点を置かないということになりますと、非常に多数の小売店はみんな納税義務者になっていただかなければならないというところで、町の小さな小売店、一万五千円以下のようなダイヤモンドということになります

と、ダイヤモンドとしてはかなり低いグレードのものだろうと思いますが、そういうものを扱う店まで全部課税対象に拾ってくるというのは、執行上もたいへんであります。また、物品税というか、そうした小さな小売店も全部納税のわずらわしさを忍んでもらわなければならないといううらなことを、両方を考えまして、この際免税点を置いたほうがいいのではないかと、したがって、ほかに家具類とか、その他みんなある程度低価なもの、中小企業でつくっておられる値段の高くないものは免税するという措置をとっておると一連の考え方でございまして。

○須藤五郎君 そうすると、ダイヤモンドだけは、何ですか、一万五千円以下のものは税金を取るのはめんどろくさいから、だからかけない、それは大蔵省の一方的な都合で便宜主義なんですよ。これはそれじゃほかの品物も一万五千円以下は税金を取らないことにしたらどうですか。ほかの品物は百貨店のもので税金の対象にする。たばこ一つ買っても税金の対象にする。ところが、ダイヤモンドに限って一万五千円以下は税金の対象にはならない、これはおかしい。どう考えてもそこらの区別が合わない。ほんとうに大蔵省は便宜主義ですよ。

○政府委員(二木謙吉君) 便宜主義ということでもございせんが、まあいまダイヤモンドのお話でございまして、一万五千円以下の価格であれば一般大衆がこれは買う。それから、高額の品物になれば、これは上層の者でなければ買わない。そういうことでございまして、一万五千円くらいまでは税金をかけぬでもよからう、こういうことでございまして、いまの奢侈品にかけるか、あるいは価格でかけるか、こういう御質問もございまして、それは両方相勘案して税金をかけるということに……。

○須藤五郎君 どうもおかしい。

○政府委員(二木謙吉君) いや、そりゃ品物だけでかけるというわけではございせんから、それは価格の高いものは上層の者でなければ買いません

んから、それには税金をかける、大衆の買われるものに對してはなるべく税金をかけない。いま中尾先生からも前にお話がございましたが、マッチなども、これは私は考えなければいけない問題であらうと思う。今日マッチなどは、これはもう日用品ですよ。日本に入つた当座はマッチもまことに貴重品であつたから何であります、今日では日用品であるから、これはひとつ考えなければならぬ。いまあなたのお説もよくわかりましたが、また物品税については検討をしたいと、かように考えております。

○須藤五郎君 ダイヤモンドは値段できめるのですよ。ぼくらはダイヤモンドこそ値段できめないで、あつた貴金屬です、ね、一万五千円といえども貴金屬です。プラチナは貴金屬でなし、ダイヤモンドは貴金屬です。だから、そういうものには一万五千円の指輪といえども税金を取つたらいいと私は思うのです。そうしたらステレオが一万五千円でできるようになったら税金を取らないですか。そりゃやはり取るでしよう。いまの価格で線を引かないで、品物できめていくのですからステレオも税金を取る、それで、一万五千円でステレオができて税金を取る。ダイヤモンドは一万五千円で線を引いているというやり方がおかしいじゃないかというのです。そりゃやはりダイヤモンドを買う人たちの立場に大蔵省が立つているのですよ。大衆の立場に立たぬからそういうものの判断が出てくるのです。政府次官、これはいけないですよ。やっぱり税金というものは大衆の立場に立つて、そして大衆の負担をきめていかけ少なくていくという方向で税金をきめていかなきゃならぬ、こんなきめ方はないですよ。大蔵省が税金を取りやすいところから取つてやろうと、大衆のふところばかりねらっているというところに私は問題がある。どうですか、もう一べん答えてください。

○政府委員(二木謙吉君) いま御説明がございまして、あるいは価格の問題できめるか、あるいは奢侈品によつてきめるか、こういう問題は

両方私は考えてきめるべきであらうと思うのです。いまお話のとおり、大衆の使うものに対しては、これは税金をかけないということが原則でなければならぬと、かように考えておるものでございまして。しからば、この大衆の持つものは何でもかでもみんな税金かけぬか、そういうわけにもやはりまいりませんから、それは品物によつて考慮しなければならぬ、かように考えております。

○須藤五郎君 まあこの議論はこれで打ち止めましょう。

それじゃ、この税率の引き上げによりましてこれらの製品の価格が引き上げられて一般大衆に転嫁されないかどうか。転嫁されないと云われるならば、その保証はどうかという点を伺つておきたい。

○説明員(細見卓君) この点は、私どももいたしましては、先ほど申し上げましたように、製造段階での五%程度でありますから、小売り段階では、大体小売り価格に対しては一%ぐらいの負担増になります。その程度のものでありますれば、カラーテレビにいたしましてもその他のものにいたしましても、ほとんど生産が拡大されてきておる過程でございまして、それから、最近の市場の状況を見ますと、かなり買い手市場になりつつあるやに見えます。そういうこともございまして、こゝで、私どもとしては通産省に強くお願いして、こうしたものができるだけ業者の段階で吸収されるように強く要望したいと思ひますし、また、そういうことはできる程度の範囲のことであらうと、かように考えております。

○須藤五郎君 いわゆるあなたのコスト低下によつてこれがカバーされて、価格を上げなくてもやつていけるようになると、こういうことで通産省、それでしよるか、どうなんですか。

○説明員(久留義雄君) いま大蔵省から御説明がございまして、私どももそう考えております。今回の物品税の引き上げ幅もそう大きなもの

でもございせんし、需要も順調に伸びているものでございまして、大量生産によるコスト引き下げ、また、各企業者による企業努力、合理化努力といったものによりまして物品税引き上げ分が十分吸収されるのじやなからうかと、また、それを期待したいと思つておるわけでございします。

○須藤五郎君 まあきようは大蔵大臣がここにいらつしやいせんけれども、大蔵大臣は、酒、たばこ、物品税を含めて、今後間接税は一定期間ごとに見直す必要があると、こういうふうに衆議院でお答えになつておるわけですね。これは家庭電気製品も今後やはりこの方針で上げていくというふうにされるのですが、そういう方針ですか。

○説明員(細見卓君) これはごらん願ひますように、こうした商品の普及の十分でない段階に、こうしたものの生産を助長するという意味で暫定的に軽減いたしておつたものをいわば本則税率に戻すわけでございます。その意味でこれが前例になるというのではないので、むしろこれは暫定育成期間が終わつて本来の税率に戻つてもらうという事であります。ただ、一方、大臣がお答え申しておられます五年か、あるいは数年を契機にして間接税を見直すべきであらうという事は、先ほど来いろいろお話をあつたように、かつて高級品であり、あるいは奢侈品であつたと思われれるもの、生活水準、あるいは所得水準の向上に伴ひまして、新しい角度ではより日常性があつて、必要性がふえてくるというふうな、そういう角度でものを見直す必要があると、こういうことを申し上げておるわけでございます。

○須藤五郎君 そうすると、何です、税率を上げていくという方向で見直すという意味じやないですか。何か衆議院じや、見直すということには、今後やはり物品税というものはだんだん引き上げていかなければならぬ、こういう見直し方だつたように私は受け取つておるのですが、あなたのいまの話はそうじやなくて、むしろ下げていくというふうに見直すのですか、どちらなんですか。

○説明員(細見卓君) 下げるものもございまして、上げるものもあつるかと思ひます。今回の税制改正におきまして、結果的にはそういうものは出てまいりませんでしたが、たとえば三〇より五だというよりな御議論もありまして、やはりそのときそのときで置かれたら国全体の財政需要、あるいは、また、国民生活に対するいろいろな配慮というふうなものをいたしながら、上げるべきものもあつたりし、下げるべきものもあつたりし、いずれにいたしましても、新しい時代に即応した税制に改める必要がある。かような意味でございます。

○須藤五郎君 通産省に伺ひますが、これらの製品の税率引き上げによりましてこれらの商品の国際競争力に影響しないかどうか。

○説明員(久留義雄君) これは直接的な影響と間接的な影響があらうかと思ひますが、直接的な面におきましては、輸入品がわが国に入つてきた場合にどうなるかという問題でございますが、輸入品が入つてまいりまして、これは国内市場に流通いたします場合には当然に物品税がかかるわけでございますが、これにつきましてもほとんど影響がない、競争力は平等であるといつていいかと思ひます。ただ、幸いなことに、今回税率を改定されますところの品目につきましては、輸入はほとんどないという状況でございます。それから、輸出面についてでございますけれども、これはもちろん物品税を課税されないわけでございますから、直接的な影響はないといつていいかと思ひます。それから、間接的にどうなるか、つまり物品税が引き上げということになります、そのために小売価格が上がり、そして需要が抑制せられまして、大量生産によるコスト引き下げが実現されないうようなことによるところの国際競争力の低下といふことがあつるとするならば、これは問題かと思ひますが、先ほど申しましたように、この程度の物品税の引き上げでは大体企業努力によつて吸収できるのではなからうかといふふうに考へておるわけでございますので、ほとんど

国際競争力弱化というよりな悪影響はなからうといふふうな考へております。

○須藤五郎君 もう時間も迫つておりますから質問を急ぎますが、大蔵省に伺ひますが、租税特別措置の期限を延長するものの中に、資本構成を改善した場合は税額控除があらうか。また、増資または合併による新会社設立の場合の登録税の軽減措置も今度延長されておるわけですね。租税特別措置法によるいろいろな減税措置といふものはずっと延長されることになっておるわけですね。もし資本金一億円をこえる家庭用電気器具製造会社があるとして、それが資本構成を改善したら税額控除が得られるわけでしょう。どうです、はつきり答えてください。

○説明員(細見卓君) そのとおりでございます。○須藤五郎君 そうです。そうすると、こういう租税特別措置のいわゆる減税措置といふものはずっとあらゆる面でも延長されていくということですね。そこで聞くわけですが、物品税では期限のきた家庭用電気器具の税率を上げる一方、他方で減税特別措置で資本構成改善のため減税の期限を延長しようといふ。そうすると、資本のほうではこういうふうな減税措置がなされ、それで、いわゆる商品資本のほうでは増税だ、こういうことですね。これもすいぶん私はおかしいことじやないかと思ふんですね。同じ資本に対して反対のことをやつておる、これは矛盾じやないかと思ふんですが、どうですか。

○説明員(細見卓君) それはまったく違つた観点から事柄を行なつておりますので、たまたま一つの企業を見ますと、その二つの措置を同時に受けるからといふことで須藤先生おっしゃつておるのだらうと思ひますが、一方の資本構成は正のほうは、日本の企業は配当課税とか、いろいろな措置をとつてまいりてはおるものであります、なお資本の構成は悪化の一途をたどつておるわけ、そういう現状におきまして新しく資本の自由化といふような問題も控へまして、資本構成の是正は当面の緊要な事柄であらうといふことで、業種を問

わず、取り上げているわけです。なお、これを一億円以上の資本金に限定はいたしておりますが、それに見合ひまして、一億円以下の企業につきましても貸し倒れ準備金の積み立て率を引き上げまして、そういう意味で一億円以下の企業にとつて実質的に企業体質の強化になる措置と並行して行なつておるわけでありまして、この両方の措置を同時に引き延ばしておりますが、一方、この物品税の引き上げの問題は、国内市場を十分開拓することによつて大量生産が可能になり、それが輸出競争力のもとになる、その育成期間に暫定的に軽減していくというのが趣旨でございます。その意味でカラーテレビ等、ここでいふまでも本則に戻りまして上げたにつきましては、何回か段階的に税率を引き上げてまいりまして、市場における競争力、あるいはマーケットの確保というふうなものができることによつて、国内的に大量生産の余力をもつて輸出競争力の強化になつたと、そういうものがほぼ目的を達した段階である、いわば育成措置としては打ち上げのときにまいりた、かような意味で行なつておるわけでありまして、全く違つた角度のものでございします。

○須藤五郎君 そうじやなくて、実際は買ひの一般の家庭で、弱い消費者だといふ点、だから物品税は増税をするんだと、消費者に転嫁できるから。これは物品税を上げる、租税特別措置のほうをいろうとすれば、これは資本家ですよ、強い。自民党の最も弱い点ですよ。だからそちらのほうはいらわれないで減税措置を延長して、そうしてせつかく下げておつたもので上げるといふ、これは消費者だから文句を言ふまいといふことで、こういう措置をとつてきたんだと、こゝ私たちは判断する。先ほど通産省は合理化でコストが下がる、こゝおっしゃいました、コストが下がれば価格も下がるのが私は当然だと思ふんですね。コストが下がれば、われわれ消費者の買ひ価格が下がつてくるのが当然だ。コストが下がつても税金を上げることで価格が下がつてこない、これも私はおかしいことだと思ふ。全く大衆を

忘れた人民不在の税率だと言わなければならぬです。人民不在です。人民不在の課税です。これは。そんなことはおかしい。消費者に増税分を転嫁して特別措置による減税を受けられる、こういうことをしているから資本家は今度の措置に反対をしない、こういうふうに私たちは思うのです。これは議論はやめましょう。

そこで、最後に一つ。国犯法の第一条第一項に基づく調査と、それから物品税法四十一条第一項に基づく調査、これ同時に同一の人間が二つの権限を持って調査することできるのですか、どうですか。

○説明員(佐藤健司君) 国犯法上の質問調査権というのは国犯法の第一条に書いてございす。それから、いわゆる物品税法に基づきますのは、実体法に基づく質問調査権は、物品税法上でございす。と四十一条にあるわけではございす。これをそれぞれ調査をいたします場合には、国犯法上でございす。と「収税官吏」ということでやるわけではございす。物品税法の質問調査というところになります。これは「当該職員」といいます。物品税担当の「当該職員」ということでございす。ただ、税務署の問税課につとめております問税課の職員、これが物品税を担当しております。そういう職員でございす。と、税務署の場合には、収税官吏としての身分と、それから物品税法の四十一条に基づく質問調査権を持つ「当該職員」としての権限と両方併有しておる場合がございます。

ただ、その場合に、たとえば犯則の事実があるというところになりました場合には収税官吏の身分でやることになりす。その場合には収税官吏証というものがございす。それを相手方に提示することはもちろんでございす。そのほか、やはり私どもの内部的なやり方といたしましては、国犯法にこれから移るといことを上司に報告をいたしまして、その指示を受けて収税官吏としての国犯法上の質問調査に移ると、こういう

うふうにいたしております。

○須藤五郎君 そうすると、国犯法でいく場合は令状を持って行くのでしょうか。時間がないからほかは質問を少しとめまします。そうすると、いまあなたは、物品税法のほうと両方兼ねることができ、しかし、物品税法上の調査で行った人が国犯法上の調査に移る場合は上司に報告して、その許可を得なければならぬということではないか。間違いないですね。

○説明員(佐藤健司君) これは国犯法上のいわゆる質問、検査その他の調査でございす。これは任意調査と強制調査とございす。もし国犯法上で強制調査というに移ります場合は、第二條によりまして裁判所の許可状、こういうものになるわけではございす。

○須藤五郎君 そうすると、その令状を持って行く場合はその令状を示す、こういうことが一つの場合として起こっているわけなんです。とにかく、ある商人のところへ税務署から調べに来た。そうすると、国犯法で調べられているのか物品税法のほうで調査を受けるか、本人は提示がないからわからない。本人が聞かぬのも悪いとおっしゃるかもしれませんが、これはみんなこんなことは知らない。法律はわからない。そうすると、国犯法でいきますと、いわゆる黙否権といいますが、黙否権とは書いてないけれども、しかし、自分に都合の悪いことを聞かれても黙っておつてもいいのです。処罰の対象にならないのです。国犯法のほうでいくと、ところが、この物品税法のほうでいくと、調べられたことを答えないと、これをまた処罰されることになるのです。こういう矛盾したものの二つが、同時に同一人が二つのこういう資格を持つてやることのできるかという点なんです。非常に混乱するのです。その場合に自分はどうやらやられているかわからぬ。これ二つ同時に持っているといつたらオール

マイティです。税務署員がオールマイティになつて納税者をつちめるといふことですよ。だから、もうひどいのです。調査のしかたが。身体検査までするのです。懐中電灯を持ってきて家のすみずみまで、金庫の中はもちろんのこと、机の中から婦人の部屋から全部調べているという事実があらがってきているのです。きょうはその事実を示しません。また機会があったらやりましょう。国税庁長官に求めてもらつて。しかし、そういう不当なことができるかどうか。やはりこれは、私はきょう国犯法でやつて来ましたというところはつきり明示してやるべきです。きょうは物品税法のほうでやつて来ました。こういうふうにはつきり分けてやらなければ困つちゃうのです。ところが、それを両方兼ねてやる税務署員がこのごろたくさんあるわけですよ。きょうは事実を私は示しません。そういう点は正しいのです。か。どうしたらいいのですか。そのために非常な混乱を来たしておるのです。

○説明員(佐藤健司君) 先ほど申し上げましたように、やはり犯則の事実が出てまいります。その場合には収税官吏としてやるわけではございすが、この場合には収税官吏証というものを相手方に明示をする。それから、上司の許可はもちろんでございす。それから、さらに相手方に収税官吏の証を見せまして、そうして収税官吏として国犯法上の調査に入るといふことを明らかにするよううにいたしております。

○須藤五郎君 私は、いまあなたが言つたように、ちゃんと別々にはつきりしてやるということならば、まあわからぬでもないですよ。しかし、同一人が同時に明らかにしないでそういうことをするということ、それは私は違法だと思つたのです。法の精神に反しておると思つたのです。それで、きょうはわざわざ私はこの参議院の法制局から一人専門家に来ていただいて、そういうことがほんとうに法的に見て間違いないことかどうか、

そういう場合はどうすべきだという意見を伺つておきたいと思つて、見えているので、ひとつ意見を聞いてください。法制局の。――それじゃ大蔵省に最後に言つておきますが、こういう混乱がいまはうらやまに起つておる。この調査のしかたにも非常に問題があるし、それ事実を出せというなら事実を出します。こういうことがはたして正しいのか、こういう二重人格ですよ、この場合。だから、そういう場合にはどうしたらいいの、混乱が起らぬように大蔵省として、国税庁として、やはり私はこの点税務署に注意を与えておく必要がある、こういうふうに私は思ふんです。

これで私の質問を終わりますが、どうぞ最後に意見を聞かせてください。

○説明員(佐藤健司君) この当該職員としての調査と収税官吏としての調査、この関係につきましましては、収税官吏として国犯法上の調査に切りかえるときは、そういう上司への報告、あるいは指示、それから収税官吏証の提示といふことを必ずやるように、これは十分に注意をしてやつておるわけでありす。

○委員長(青柳秀夫君) 本日の質疑はこの程度とし、これにて散会いたします。

午後零時四十二分散会

四月四日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、物品税法等の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月六日)
- 一、所得税法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月五日)
- 一、法人税法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月五日)
- 一、租税特別措置法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月六日)

物品税法等の一部を改正する法律案

(小字及び一は衆議院修正の部分)

(物品税法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 物品税法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第二項中「昭和四十三年九月三十日」の下に「(第二号に掲げる物品にあつては、昭和四十五年九月三十日)を加え、同項第二号中「百分の十」の下に「(昭和四十三年十月一日から昭和四十五年九月三十日までの間に当該製造場から移出され、又は保税地域から引き取られるものにあつては、百分の十五)を加え、同条に次の一項を加える。

3 昭和四十三年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間にその製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる前条第一号に掲げる物品に課されるべき物品税の税率は、新別表の定めにかかわらず、その価格の百分の五とする。

附則第六条の表の下欄中「第二条第一項」を「第二条」に改める。

附則第七条第一項中「及び第二十二条第三項を」、「第二十二条第三項及び第二十六条第三項」に、「第八十八条の二第三項の」を「第八十八条の二第三項(同法第八十八条の三第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。の)に、「承認」を「届出又は承認」に改め、「日以後」の下に「(同欄に期間を掲げている場合には、当該期間内。以下この条及び次条において同じ。)」を加え、同項の表に附則第四条第二項第二号に掲げる物品の項を次のように改める。

附則第四条第二項第二号に掲げる物品	昭和三十七年一月一日から昭和四三年九月三〇日まで	昭和四三年十月一日から昭和四五年九月三〇日まで	一五%
	昭和三十七年一月一日から昭和四五年九月三〇日まで	昭和四五年十月一日から昭和四七年九月三〇日まで	二〇%
附則第四条第三項に規定する物品	昭和四三年四月一日から昭和四五年三月三十一日まで	昭和四五年四月一日	一五%

附則第七条に次の一項を加える。

3 前項の規定は、第一項の表の物品名欄に掲げる物品のうち、関税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和四十一年法律第三十九号)による改正後の輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和四十一年法律第三十九号)による改正後の輸入品に規定により物品税の免除を受けて同表の期間欄に掲げる期間の末日までに保税地域から引き取られるものについて、同表の期日欄に掲げる日以後に同法第三十一条第三項若しくは第二十二条第三項又は第十三条第三項において準用する関税法第五十四号(第十五条第二項、第十六条第二項若しくは第十七条第三項の規定に該当することとなつた場合)について準用する。

附則第八条中「課税物品若しくは」を「課税物品」に、「課税物品について、同表」を「課税物品若しくは当該期間内に同法第八十八条の三第一項に規定する参加国若しくは出品者によつて同項に規定する方法により購入された課税物品について、同表」に、「の規定の適用がある場合又は」を「若し

くは租税特別措置法第八十八条の三第五項本文の規定の適用がある場合又は当該期間内に」に改める。

附則第十条第二項及び第四項中「附則第三条各号」を「附則第三条第一号」に改め、同条第六項中「第四十六号第三号」を「第四十六号第二号」に、「同条第三号」を「同条第二号」に改める。

附則第十一条第一項の表中

昭和四十三年四月一日	七〇個	一五%
昭和四十三年四月一日	一〇〇個	五%
昭和四十五年四月一日	一〇〇個	一〇%

に改め、附則第三条第二号に掲げる物品で新別表第二種第一〇号に該当するものの項、附則第三条第二号に掲げる物品で新別表第二種第一〇号に該当するものの項、附則第四条第一項第一号に掲げる物品の項及び附則第四条第一項第二号に掲げる物品の項を削り、

昭和四十三年四月一日	二〇個	五%
昭和四十五年四月一日	二〇個	五%

に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十三年四月一日から施行する。

(一般的経過規定)

第二条 この法律及び改正後の物品税法の一部を改正する法律に別段の定めがあるものを除き、この法律の施行期日に課した、又は課すべきであつた物品税については、なお従前の例による。

(暫定的非課税)

第三条 次に掲げる物品のうち、

昭和四十三年四月一日	この法律の施行の日(以下「施行日」という。)
昭和四十五年三月三十一日	この法律の施行の日(以下「施行日」という。)

から昭和四十五年三月三十一日までの間に、又は保税地域から引き取られるものについては、物品税を課さない。

一 改正後の物品税法別表(以下「新別表」という。第二種第一〇号1及び2に掲げる物品のうち高圧電源回路以外の回路に受信用真空管を使用しないテレビジョン受像機で、映像面の最大径が三十二センチメートルをこえるブラウン管を使用したもの及びカラー放送電波を受信し、その映像の各部に適した色彩を現出させ、かつ、変化するにより放送電波による色彩映像を再現するもの

二 新別表第二種第一一五号に掲げる物品のうち、その音源が電気発振方式の音源群のみからなるもの

(税率の暫定的軽減)

第四条 次の各号に掲げる物品のうち、施行日〇から昭和四十五年三月三十一日までの間にその製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られるものに課されるべき物品税の税率は、新別表の定めにかかわらず、当該各号に掲げる税率とする。

一 新別表第二種第一〇号に掲げる物品のうち高圧電源回路以外の回路に受信用真空管を使用しないテレビジョン受像機で、前条第一号に掲げるものの以外のもので、その価格の百分の五

二 新別表第二種第一〇号に掲げる拡声用増幅器のうち、他の拡声用増幅器に接続してその入力を増幅するための増幅器、その価格の百分の五

三 新別表第二種第一〇号及び五に掲げる物品のうち、改正前の物品税法別表（以下「旧別表」という。）第二種第一〇号に掲げる拡声用増幅器及び拡声器（次号に掲げるものを除く。）に該当するもの、その価格の百分の十

四 新別表第二種第一〇号に掲げる物品のうち、旧別表第二種第一〇号に掲げる拡声器に該当するもので、スピーカケースの幅又は高さが三十センチメートル未満のもの、その価格の百分の五

（軽減税率適用物品等の免税移出に係る経過規定）

第六条 次の表の物品名欄に掲げる物品のうち同表の期間欄に掲げる期間内にその製造に係る製造場から移出されるもので、物品税法第三十七条第三項（同法第三十九条第三項、第二十二條第三項及び第二十六條第三項において準用する場合を含む。）又は租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）第八十八條の二第三項（同法第八十八條の三第三項において準用する場合を含む。）の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る期限が同表の期日欄に掲げる日以後同欄に期間を掲げている場合には、当該期間内。次項及び次条において同じ。）に到来するものに限る。）について、当該期限までにこれらの規定に規定する書類が提出されなかつた場合における当該物品に係る物品税の税率は、それぞれ同表の税率欄に掲げる税率とする。

物 品 名	期 間	期 日	税 率
附則第四条第一号に掲げる物品	施行日から昭和四五年三月三十一日まで	昭和四五年四月一日	一五%
新別表第二種第一〇号に掲げる物品で、旧別表第二種第一〇号に掲げる物品に該当するもの	施行日前から昭和四三年三月三十一日まで	昭和四三年四月一日	一五%
附則第四条第三号に掲げる物品	施行日前から昭和四三年三月三十一日まで	昭和四三年四月一日から昭和四五年三月三十一日まで	一〇%
	施行日前から昭和四五年三月三十一日まで	昭和四五年四月一日	一五%

2 前項の表の物品名欄に掲げる物品のうち、次の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により物品

税の免除を受けて同項の表の期間欄に掲げる期間内にその製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られるものについて、同表の期日欄に掲げる日以後に次の表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該物品に係る物品税の税率は、それぞれ同項の表の税率欄に掲げる税率とする。

免 除 の 規 定	追 徴 の 規 定
物品税法第十八条第一項	同法第十八条第八項
物品税法第二十三条第一項	同法第二十三条第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第十一条第一項	同法第十一条第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十二条第一項	同法第十二条第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三条第一項	同法第十三条第三項において準用する関税定率法第十五条第二項、第十六条第二項又は第十七条第三項
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律百十一号）	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第四十九号）第三条第一項において準用する場合を含む。）
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第四十九号）第三条第一項において準用する場合を含む。）	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第四十九号）第三条第一項において準用する場合を含む。）

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十二号)第七条(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第八条(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六条

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百十二号)第二条

(もどし入れに係る経過規定)

第八条 施行日前にその製造に係る製造場から移出された旧別表第二種第一〇号の課税物品のうち、新別表第二種第一〇号の課税物品に該当しないもので、施行日から昭和四十三年六月三十日までの間に当該製造場にもどし入れられたものについては、物品税法第二十八条の規定の適用上なお第二種の課税物品とみなす。この場合において、同条第一項中「これらの規定」とあるのは「昭和四十三年四月一日から同年六月三十日までの間におけるこれらの規定」と、同条第二項中「申告書の提出があつたとき」とあるのは「申告書が昭和四十三年六月三十日までに提出されたとき」とする。

(営業開廃申告に係る経過規定)

第九条 施行日〇前（附則第四条第一号に掲げる物品で課税物品に該当するものについては、適用日、以下この条において同じ。）から引き続き附則第四条第一号、第二号若しくは第四号に掲げる物品又は新別表第二種第一〇号に掲げる拡声用増幅器のうち他の拡声用増幅器に接続してその入力を増幅するための増幅器で、課税物品に該当するものの製造をする者は、同日（施行日）から一月以内に、その製造場の

位置その他政令で定める事項を当該製造場の所在地の所轄税務署長に書面で申告しなければならない。

2 昭和四十五年四月一日前から引き続き附則第三条各号に掲げる物品で課税物品に該当するものの製造をする者は、同日から一月以内に前項に規定する事項を当該製造場の所在地の所轄税務署長に書面で申告しなければならない。

3 施行日前から引き続き物品税法第七条第一項の委託又は指示をすることにより、同項の規定により第一項に規定する物品で課税物品に該当するものの製造とみなされる行為をする者は、同日（施行日）から一月以内に、その製造とみなされる行為の内容その他政令で定める事項を当該物品の製造に係る製造場の所在地の所轄税務署長に書面で申告しなければならない。

4 昭和四十五年四月一日前から引き続き物品税法第七条第一項の委託又は指示をすることにより、同項の規定により附則第三条各号に掲げる物品で課税物品に該当するものの製造とみなされる行為をする者は、同日から一月以内に、前項に規定する事項を当該物品の製造に係る製造場の所在地の所轄税務署長に書面で申告しなければならない。

5 第一項若しくは第三項の規定による申告をした者又は第二項若しくは前項の規定による申告をした者は、それぞれ、施行日又は昭和四十五年四月一日において物品税法第三十五条第二項前段又は第四項の規定による申告をした者とみなす。

6 第一項又は第三項及び物品税法第四十六条第二号の規定は、第一項又は第三項に規定する者で施行日から一月以内に第一項の製造を廃止し、又は第三項の行為をしないこととなるものについて、第二項又は第四項及び同条第二号の規定は、第二項又は第四項に規定する者で昭和四十五年四月一日から一月以内に第二項の製造を廃止し、又は第四項の行為をしないこととなるものについては、それぞれ、適用しない。

(手持品課税)

第十条 次の表の物品名欄に掲げる物品(課税物品に該当するものに限る。以下この条において同

じ。を、同表の期日欄に掲げる日において、その製造に係る製造場及び保税地域以外の場所で販売のため所持する当該物品の製造者又は販売業者がある場合において、その数量（二以上の場所です持する場合には、その合計数量）がそれぞれ同表の数量欄に掲げる数量以上であるときは、当該物品については、その者が当該物品を製造した者以外の者であるときはこれを当該物品を製造した者とみなし、その日に当該物品をその製造に係る製造場から移出したものとみなして、同表の税率欄に掲げる税率により物品税を課する。

物 品 名	期 日	数 量	税 率
新別表第二種第一〇号2に掲げる物品のうち、カラーテレビジョン受像機（カラー放送電波を受信し、その映像の各部に適した色彩を現出させ、かつ、変化させることにより放送電波による色彩映像を再現する受像機をいい、附則第三条第一号に掲げるものを除く。） （次条第二項第二号において同じ。）	昭和四三年四月一日	一〇〇個	二%
附則第四条第一号に掲げる物品	昭和四三年四月一日	一〇〇個	五%
	昭和四五年四月一日	一〇〇個	一〇%
新別表第二種第一〇号3に掲げるアンサンブル式レコード演奏装置	昭和四三年四月一日	一〇〇個	五%
新別表第二種第一〇号4に掲げる物品で、旧別表第二種第一〇号7に掲げる物品に該当するもの	昭和四三年四月一日	一〇〇個	五%
新別表第二種第一〇号4に掲げる物品で、旧別表第二種第一〇号9に掲げる物品に該当するもの	昭和四三年四月一日	一〇〇個	五%
	昭和四五年四月一日	一〇〇個	五%

新別表第二種第一〇号5に掲げる物品で、旧別表第二種第一〇号9の課税物品に該当するもの	昭和四三年四月一日	二〇〇個	五%
	昭和四五年四月一日	二〇〇個	五%
附則第三条第一号に掲げる物品で、新別表第二種第一〇号1に掲げる物品に該当するもの	昭和四五年四月一日	二〇個	二〇%
附則第三条第一号に掲げる物品で、新別表第二種第一〇号2に掲げる物品に該当するもの	昭和四五年四月一日	二〇個	一五%
附則第三条第二号に掲げる物品	昭和四五年四月一日	二〇個	一五%

2 前項の規定による物品税額については、税務署長は、その所轄区域内に所在する貯蔵場所にある同項の規定に該当する物品（同一の日に同項の規定に該当することとなつたものに限る。）に係る物品税額の合計額が、同一人につき、十万円以下のときは、その該当することとなつた日の属する月の翌月末日限り、十万円をこえるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該翌月の一日から当該各号に掲げる期間内の各月にその税額を等分して、それぞれその月の末日を納期限として、これを徴収する。

- 一 その税額が二十万円以下のとき。 二月
- 二 その税額が二十万円をこえ四十万円以下のとき。 三月
- 三 その税額が四十万円をこえ六十万円以下のとき。 四月
- 四 その税額が六十万円をこえるとき。 五月

3 第一項に規定する者は、その所持する物品で同項の規定に該当するものの貯蔵場所並びに貯蔵場所ごとに当該物品の品名並びに品名ごとの数量及び価額その他政令で定める事項を記載した申告書を、当該物品が同項の規定により製造場から移出されたものとみなされた日から一月以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

4 第一項の表の物品名欄に掲げる物品で同項の規定による物品税額を徴収された、又は徴収されるべきものが当該物品の製造に係る製造場にもどし入れられた場合において、当該物品の製造者（同項の規定の適用がないものとした場合における製造者をいう。）が、政令で定めるところにより、当該物品が当該物品税額を徴収された、又は徴収されるべきものであることにつき当該製造場の所在地の所轄税務署長の確認を受けたときは、当該物品税額は、物品税法第二十八条の規定に準じて、当該物品につきその者が納付した、又は納付すべき物品税額にあわせて、その者に係る物品税額から控除し、又はその者に還付する。

5 第一項に規定する者が同項の期日欄に掲げる日において所持する物品のうち、同一の日に、同項の規定に該当することとなつたものと物品税法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第三十四号）附則第十一条第一項の規定に該当することとなつたものとがある場合においては、税務署長は、第二項又は同条第二項の規定にかかわらず、第一項及び同条第一項の規定により課されるべき物品税に相当する金額の合計額について第二項の規定に準じ、その物品税を徴収する。

6 第一項の場合において、施行日に同項の規定に該当することとなつた物品は、第二項、第三項及び前項の規定の適用については、適用日に第一項の規定に該当することとなつたものとみなす。

（旧法の適用についての経過規定）

第十一條 次の各号に掲げる物品で、適用日から昭和四十三年四月九日までの間にその製造に係る製造場から移出されたものについては、改正前の物品税法の規定の適用がなかつたものとみなす。

一 新別表第二種第九号に掲げる温度計

二 附則第三号各号に掲げる物品

三 附則第四号第一号に掲げる物品

2 次の各号に掲げる物品で、適用日においてその製造に係る製造場及び保税地域以外の場所であつたため所持されていたものについては、改正前の物品税法の一部を改正する法律附則第十一條第一項の規定の適用がなかつたものとみなす。

一 前項第一号に掲げる物品

二 新別表第二種第一〇号に掲げる物品のうち、カラーテレビジョン受像機

三 附則第三号第一号及び附則第四号第一号に掲げる物品

四 新別表第二種第一〇号に掲げるアンテナ式レコード演奏装置

（罰則に係る経過規定）

第十一條 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる物品税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

所得税法の一部を改正する法律案

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日昭和四十三年四月一日から施行する。

法人税法の一部を改正する法律案

（小字及び一は衆議院修正の部分）

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日昭和四十三年四月一日から施行する。

（配当等の額とみなす金額に関する経過規定）

第二条 改正後の法人税法（以下「新法」という。）第二十四条第一項（減資等により交付される金銭等のうち配当等の額とみなす金額）の規定は、法人（新法第二号第八号（定義）に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同項各号に掲げる金銭その他の資産の交付を受ける場合について適用し、法人が同日前に当該金銭その他の資産の交付を受けた場合については、なお従前の例による。

（工事負担金に係る圧縮記録及び引当金に関する経過規定）

第三条 新法第四十五条（工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）及び第五十二条から第五十六条まで（引当金）の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し等に関する経過規定）

第四条 新法第五十七条（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）、第五十八条（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し）及び第八十一条第四項（欠損金の繰戻しによる還付）（新法第四十五条第一項（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度において生じた欠損金額について適用し、法人の同日前に開始した事業年度において生じた欠損金額については、なお従前の例による。

（退職年金積立金に対する法人税の税率に関する経過規定）

第五条 新法第八十七条（退職年金積立金に対する法人税の税率）の規定は、退職年金業務を行なう内国法人の施行日以後に開始する事業年度の退職年金積立金に対する法人税について適用し、退職年金業務を行なう内国法人の同日前に開始した事業年度の退職年金積立金に対する法人税については、なお従前の例による。

租税特別措置法の一部を改正する法律案

(不字及び一は衆議院修正の部分)

第四十条を次のように改める。
(少額国債の利子の非課税)

第四十条 所得税法の施行地に住所を有する個人が、証券業者又は金融機関で政令で定めるものの営業所又は事務所(以下この条において「販売機関の営業所等」という。)において、昭和四十三年一月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間に発行される国債(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四条第一項ただし書の規定により発行されるものに限る。以下この条において同じ。)をその発行の日から一年を経過する日(その日が昭和四十五年三月三十一日後である場合には、同日)までに購入する場合において、政令で定めるところにより、その購入の際その国債につきこの項の規定の適用を受けようとする旨その他必要な事項を記載した書類(以下この条において「特別非課税貯蓄申込書」という。)を提出したときは、その国債の発行の日から第四期の利子の支払期までの期間(以下この条において「適用期間」という。)に属する利子の各計算期間ごとにその計算期間を通じて(その国債が当該計算期間の中途において購入したものである場合には、その購入の日の属する計算期間については、同日から当該計算期間の終了の日までの期間を通じて)次の各号に掲げる要件を満たす場合に限り、当該計算期間に対応する利子については、所得税を課さない。

一 その国債につき政令で定めるところにより保管の委託をし又は登録を受けていること。
二 その国債の額面金額と当該販売機関の営業所等において特別非課税貯蓄申込書を提出して購入した他の国債の額面金額との合計額が、その個人が当該販売機関の営業所等を経由して提出した次項において準用する所得税法第十条第三項の特別非課税貯蓄申告書に記載された同項第四号に掲げる最高限度額(同条第四項の申告書の提出があつた場合には、その提出の日以後において、は、変更後の最高限度額)をこえないこと。

2 所得税法第十条第二項から第七項までの規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「非課税貯蓄申告書」とあるのは「特別非課税貯蓄申告書」と、同条第三項及び第七項中「第一項」とあるのは「租税特別措置法第四条第一項」と、同条第六項中「百万円」とあるのは「五十万円」と読み替へるものとする。

3 第一項に規定する個人が、昭和四十三年四月一日において、同年一月一日から同年三月三十一日までの間に発行された国債で同日以前に購入したものを有する場合において、
租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十三年法律第三十号)第五項において、昭和四十三年改正法と同一の施行の日
同日以前に購入したものを有する場合において、
同日以前に購入したものを有する場合において、同年四月三十日まで

4 第一項に規定する個人が、同項の規定の適用に係る国債でその適用期間の末日において同項に規定する要件を満たすものを有する場合において、同日から一月以内に当該国債に係る前項に規定する政令で定めるものを当該国債の購入先である販売機関の営業所等に提示したときは、当該国債は、その提示の際当該販売機関の営業所等において購入した所得税法第十条第一項に規定する有価証券とみなして、同項の規定を適用する。

第七十七條の三中「〇昭和四十三年三月三十一日〇」を「〇昭和四十八年三月三十一日〇」に改める。
第七十八條の三及び第八十一條の三第一項中「〇昭和四十三年三月三十一日〇」を「〇昭和四十五年三月三十一日〇」に改める。
第七十九條を削る。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、
公布の日
昭和四十三年四月一日から施行する。

第五条 個人が新法第十三条の三第一項の規定を適用する場合において、同項に規定する総収入金額のうち同項に規定する海外取引等による収入金額で新法の規定により同条第四項第四号に掲げる取引に新たに該当することとなつたもの又は同項第十一号に掲げる取引によるものがあるときは、これらの取引による収入金額については、当該個人のこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後の当該取引による収入金額に限るものとする。

第七条 新法第二十一条の規定は、
昭和四十三年四月一日
施行日以後の同条第一項又は第二項に規定する収入金額について適用し、同日前の旧法第二十一条第一項又は第二項に規定する収入金額については、なお従前の例による。

第八条 新法第四十条の規定は、
昭和四十三年四月一日
個人が施行日以後に購入した財産の贈与又は遺贈に係る所得税については、なお従前の例による。

第九条 新法第四十一条の十三の規定は、
昭和四十三年四月一日
施行日以後に発行された同条に規定する利付外貨債の発行差金について適用し、同日前に発行された当該利付外貨債の発行差金については、なお従前の例による。

(法人税の特例に関する経過規定の原則)
第十条 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

第五部 大蔵委員会会議録第十二号 昭和四十三年四月五日 【参議院】
一九

（法人の税額控除に関する経過規定）

第十二条 法人が、昭和四十一年四月一日から昭和四十三年三月三十一日までの間に、旧特定設備（旧法第四十二条の四第一項に規定する特定設備をいう。次項において同じ。）の同条第一項に規定する廃棄をした場合については、なお従前の例による。

2 法人が、旧特定設備で昭和四十二年八月三十一日以後に旧法第四十二条の四第一項の規定の適用を新たに受けることができることとなつたもののうち政令で定める設備につき、昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの間に、同項に規定する廃棄をした場合には、同項中「昭和四十三年三月三十一日」とあるのは「昭和四十四年三月三十一日」と、政令で定める設備」とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第 号）附則第十一条第二項に規定する政令で定める設備」として、同条の規定の例によるものとする。

3 新法第四十二条の五の規定は、法人が施行日以後に行なつた同条第一項に規定する特定合併について適用し、法人が同日以前に行なつた旧法第四十二条の五第一項に規定する特定合併については、なお従前の例による。

4 施行日前に旧法第四十二条の五第一項に規定する特定合併を行なつた法人で、同日以後に新法第四十二条の五第一項に規定する特定合併を行なつたもののこれらの規定により法人税の額から控除される金額の計算については、前項の規定にかかわらず、政令で定める。

（法人の減価償却に関する経過規定）

第十二条 新法第四十三条の規定は、法人が施行日以後に取得し、又は製作して事業の用に供した同条第一項に規定する合理化機械等について適用し、法人が同日以前に取得し、又は製作した旧法第四十三条第一項に規定する合理化機械等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

2 法人が新法第四十六条の二第一項の規定を適用する場合において、同項に規定する総収入金額のうち同項に規定する海外取引等による収入金額で新法の規定により同条第三項第四号に掲げる取引に新たに該当することとなつたもの又は同項第十一号に掲げる取引によるものがあるときは、これらの取引による収入金額については、当該法人の施行日以後の当該取引による収入金額に限るものとする。

3 法人が、施行日前に開始した事業年度において新法第四十五条の二第一項、第四十八条の二第一項又は第五十一条の二第一項に規定する減価償却資産についてこれらの規定の適用を受ける場合には、新法第四十六条第一項、第四十六条の二第一項、第五十二条の三及び第五十二条の四第一項の規定中新法第四十五条の二、第四十八条の二又は第五十一条の二に関する部分の規定は、当該事業年度から適用する。

（法人の準備金に関する経過規定）

第十三条 施行日以後最初に開始する事業年度（以下この項において「改正事業年度」という。）において、改正事業年度の直前の事業年度終了の日における価格変動準備金の金額（租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第三十五号）附則第十条第一項の規定の適用を受けるものを除く。次項において同じ。）と改正事業年度終了の日において旧法第五十三条第一項各号の規定により計算した金額の合計額とのうちいずれか少ない金額（改正事業年度の所得の金額に係る価格変動準備金の積立限度額の計算について改正事業年度を施行日前に開始した事業年度とみなした場合に租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第四十号）附則第十二条第二項の規定の適用がある法人については、同項の規定の例により計算した金額）が、改正事業年度終了の日において新法第五十三条第一項各号の規定により計算した金額の合計額をこえる法人については、同項の規定にかかわらず、当該合計額にそのこえる金額を加算した金額を、同項各号の規定により計算した金額の合計額とする。この場合において、旧法第五十三条第一項第一号中「後入先出法」とあるのは、「後入先出法若しくはこれに準ずる評価方法」とする。

2 前項の規定の適用を受けた法人の新法第五十三条第一項各号の規定により計算した金額の合計額が当該事業年度の直前の事業年度終了の日における価格変動準備金の金額をこえることとなる最初の事業年度の直前の事業年度までの各事業年度においては、同項の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額を同項各号の規定により計算した金額の合計額とする。

一 当該事業年度終了の日において新法第五十三条第一項各号の規定により計算した金額の合計額
二 当該事業年度の直前の事業年度終了の日における価格変動準備金の金額から同日において新法第五十三条第一項各号の規定により計算した金額の合計額と前号に掲げる合計額とのいずれか多い金額を控除した金額

3 新法第五十六条の規定は、同条第一項に規定する内国法人が施行日以後に同項に規定する特定株式等を取得する場合について適用し、同日以前に当該特定株式等を取得した場合については、なお従前の例による。

4 新法第五十六条の七第一項に規定する特定電子計算機貸付会社との間に同条第三項に規定する政令で定める特約を締結している法人の施行日以後に開始する事業年度については、租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第三十五号）附則第十二条第一項の規定にかかわらず、同項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第五十八条の四の規定は、適用しない。

（法人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過規定）

第十四条 新法第五十八条の規定は、施行日以後の同条第一項又は第二項に規定する収入金額について適用し、同日以前の旧法第五十八条第一項又は第二項に規定する収入金額については、なお従前の例による。

（法人の新鉱床探鉱費の特別控除に関する経過規定）

第十五条 法人の施行日以後最初に開始する事業年度の直前の事業年度における旧法第五十八条の三の規定の適用については、同条第一項中「昭和四十三年三月三十一日まで」とあるのは、「昭和四十三年四月一日以後最初に開始する事業年度開始の日の前日まで」とする。

（法人の利付外貨債の発行差金の非課税に関する経過規定）

第十六条 新法第六十八条の二の規定は、施行日以後に発行された同条に規定する利付外貨債の発行差金について適用し、同日以前に発行された当該利付外貨債の発行差金については、なお従前の例による。

(法人の申告要件の緩和等に関する経過規定)

第十七条 新法第四十七條、第六十一條、第六十四條から第六十五條の五まで、第六十五條の七から第六十六條まで、第六十六條の十一及び第六十七條の三の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(登録免許税に関する経過規定)

第十八条 次に掲げる登記で昭和四十四年三月三十一日までに受けるものに係る登録免許税については、なお従前の例による。

一 旧法第七十七條の三に規定する農業生産法人が、昭和三十八年四月一日から昭和四十三年三月三十一日までの間に、その出資者から出資を受けた同条に規定する土地又は土地の上に存する地上権、永小作権若しくは賃借権の移転又は設定の登記

二 旧法第七十八條の三に規定する事業協同組合等の組合員又は所屬員たる中小企業者が、昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの間に、当該事業協同組合等から取得した同条に規定する土地の所有権の移転の登記

三 昭和四十一年四月一日から昭和四十三年三月三十一日までの間に合併をした法人がその合併により取得した旧法第八十一條の三第二項に規定する不動産の権利又は船舶の所有権の移転の登記

(国際観光ホテル整備法の一部改正)

第十八条 国際観光ホテル整備法の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。

(減価償却資産の耐用年数)

第八条 所得税又は法人税の課税標準に關する登録ホテル業の用に供する減価償却資産で政令で定めるものの耐用年数は、租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)で定めるところによる。

第二十八條中「固定資産」を「減価償却資産」に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二 削除

(国際観光ホテル整備法の一部改正に伴う経過規定)

第十九条 改正後の国際観光ホテル整備法第八条(同法第二十八條において準用する場合を含む。)の施行日以後に開始する事業年度分の法人税

規定は、個人の昭和四十三年分以後の所得税及び法人の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、個人の昭和四十二年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(企業合理化促進法の一部改正)

第二十條 企業合理化促進法の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

第七条 削除

(企業合理化促進法の一部改正に伴う経過規定)

第二十一條 個人又は法人の附則第四條第一項又は第十一條第一項に規定する旧特定設備が附則第四條第二項又は第十一條第二項の規定により旧法第十條又は第四十二條の四の規定の例によることとなつた場合における当該旧特定設備の廃棄については、前條の規定による改正前の企業合理化促進法第七條の規定は、なおその効力を有する。

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十二條 租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

附則第四條第二項中「各年」の下に「(昭和四十二年までの各年に限る。)」を加える。

附則第十二條第二項中「各事業年度」の下に「(昭和四十三年四月一日前に開始する事業年度に限る。)」を加える。

四月四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案

二、金融機関の合併及び転換に関する法律案

中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案

中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案

(相互銀行法の一部改正)

第一條 相互銀行法(昭和二十六年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第二條中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第一号及び第三号に規定する業務は、中小企業者(常時使用する従業員の数が三百人以下又は資本の額若しくは出資の総額が政令で定める金額以下の事業者をいう。以下こ

の項において同じ。)に対して営むものとする。ただし、次に掲げる場合には、中小企業者以外の者に対しても営むことができる。

一 個人に対し事業資金以外の資金の貸付けをする場合

二 地方公共団体に対し資金の貸付けをする場合その他大蔵省令で定める場合

第五條中「三千万円」を「三億円」に、「二千万円」を「二億円」に改める。

第八條を次のように改める。

第八條 削除

第十三條中「他の銀行」を「他の金融機関」に改める。

第二十條の次に次の一條を加える。

(銀行との関係)

第二十條の二 相互銀行は、銀行法にいう銀行ではない。ただし、銀行法及びこれに基づき命令以外の法令において「銀行」とあるのは、別段の定めがない限り、相互銀行を含むものとする。

第二十五條第一号中「第二條第三項」を「第二

条第四項」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 削除

(信用金庫法の一部改正)

第二条 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「(第五十三号・第五十四号)」を「(第五十三号・第五十四号の二)」に改める。

第五条第一項中「一千万円」を「一億円」に、「五百万円」を「五千万円」に改め、同条第二項中「一億円」を「十億円」に改める。

第七条中「左の金庫」を「金庫」に改め、各号を削る。

第十条第一項中「三百人」の下に「をこえ、かつ、法人についてはその資本の額又は出資の総額が一億円」を加える。

第十一条第一項中「有しなければ」を「有し、かつ、その出資額は、次に掲げる金額以上で定款で定めるところによらなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第五条第一項第一号の信用金庫の会員にあつては一万円

二 第五条第一項第二号の信用金庫の会員にあつては五千万円

三 信用金庫連合会の会員にあつては十万円

第十六条中「期間内に」を「とらに」により「に改め、同条に次の一項を加える。

2 信用金庫は、前項後段の場合において、その議決により有することとなる持分が政令で定める限度をこえることができないことを定款で定めなければならない。

第十七条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 会員は、その出資額が金庫の出資一口の金額の減少その他やむを得ない理由により第十一条第一項に定める出資の最低限度額に満たないこととなり、かつ、その満たないこととなつた日から一年以内に当該最低限度額に達

しない場合には、その期間を経過した日に脱退する。

第十八条第一項中「第四号まで」の下に「又は第二項」を加える。

第二十三条第二項第七号中「金額」の下に「及び会員の出資の最低限度額」を加え、「その払込」を「出資の払込み」に改める。

第五十条第五項中「おいては、」を「おいては、及び」を「又は」に、「について議決することができない」を「の議決をしたときは、金庫は、その議決の日から一週間以内、に、会員に議決の内容を通知しなければならない」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の定款には、総代の定数その他政令で定める事項を定めなければならない。

第五十条の次に次の一条を加える。

(総会と総代会の関係)

第五十条の二 前条第六項の通知をした金庫にあつては、当該通知に係る事項を会議の目的として、第四十三条第二項又は第四十四条の規定により総会を招集することができる。この場合において、第四十三条第二項の規定による書面の提出又は第四十四条後段の場合における認可の申請は、当該通知に係る事項についての総代会の議決の日から一月以内にしなければならない。

2 前項の総会において当該通知に係る事項を承認しなかつた場合には、総代会における当該事項の議決は、その効力を失う。

第五十三条第一項第二号を次のように改め、同項第四号から第六号までの規定中「会員のたに」を削る。

二 会員に対する資金の貸付け

第五十三条第二項を次のように改める。

2 信用金庫は、前項第二号及び第三号に規定する業務の遂行を妨げない限度において、政

令で定めるところにより、地方公共団体、金融機関その他会員以外の者に対して資金の貸付け(手形の割引を含む。以下同じ。)をすることができ。

第五十四条第一項第二号中「貸付及び手形の割引」を「貸付け」に改め、同条第二項中「貸付」を「貸付け」に改め、第五章中同条の次に次の一条を加える。

(一) 会員に対する貸付けの制限

第五十四条の二 信用金庫は、一会員に対する資金の貸付けの額の合計額が、その出資及び準備金(第五十六条の準備金その他の会員勘定に属する準備金をいう。)の額の合計額の百分の二十に相当する金額をこえることとなるときは、その者に対し資金の貸付けをしてはならない。

第九十一条第三号中「第十七条第二項」を「第十七条第三項」に改める。

(中小企業等協同組合法の一部改正)

第三条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第九条の八第二項第六号中「前号に掲げる者」を「前二号の法人又は個人」に改め、同号を同項の第九号とし、同項第五号中「受入」を「受入れ」に改め、同号を同項第八号とし、同項第四号中「受入」を「受入れ」に改め、同項中同号を第七号とし、第一号から第三号までを三号ずつ繰り下げ、同項に第一号から第三号までとして次の三号を加える。

一 組合員のためにする内国為替取引

二 組合員のためにする有価証券の払込金の受入れ又はその元利金若しくは配当金の支払の取扱

三 組合員のためにする有価証券、貴金属その他の物品の保護預り

第九条の八に次の一項を加える。

3 信用協同組合は、前項第二号の事業を行なう場合には、商法第七十五条第二項第十号

及び第四項、第七十八号並びに第八十九号(払込取扱銀行)(これらの規定を同法第二百八十条ノ十四(新株発行)についての準用規定)において準用する場合を含む。)並びに商業登記法(昭和三十一年法律第二百二十五号)第八十条第十号及び第八十二号第四号(登記の添附書類)の規定の適用については、銀行とみなす。

第九条の九第一項第二号中「会員」を「会員(前号の事業を行なう協同組合連合会にあつては、会員である信用協同組合の組合員を含む。）」に改め、同条第五項中「第一号から第四号まで」を「第一号、第三号から第七号まで及び第九号」に改める。

第九百三十三条中「(昭和三十一年法律第二百二十五号)」を削る。

(協同組合による金融事業に関する法律の一部改正)

第四条 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第二条を削り、第三条第一項中「五百万円」を「二千万円」に、「二百万円」を「千万円」に改め、同条第二項中「出資の額」の下に「及び準備金(第六条において準用する銀行法(昭和二年法律第二十一号)第八号(法定準備金)の準備金その他の組合員勘定に属する準備金をいう。）」の額の合計額(第四条の二において「自己資本の額」という。))を加え、同条を第二条とし、同条の次に次の一条を加える。

(特定の事業についての認可)

第三条 信用協同組合等は、中小企業等協同組合法第九條の八第二項第一号(同法第九條の九第五項において準用する場合を含む。)の事業又は同法第九條の九第一項第二号の事業(会員である信用協同組合の組合員に対するものに限る。)を行なうときは、行政

庁の認可を受けなければならない。

第四条第一号中「貯金」の下に、「貸付け」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(一組員に対する貸付け等の制限)

第四条の二 信用協同組合は、一組員に対する資金の貸付け(手形の割引を含む。以下この条において同じ)の額の合計額が、その自己資本の額の百分の二十に相当する金額をこえることとなるときは、その者に対し資金の貸付けをしてはならない。

第六条第一項中「昭和二年法律第二十一号」を削る。

第九条中第六号を第七号とし、第一号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一 第三条の規定に違反したとき。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(最低資本の額等の改正に伴う経過措置)

2 改正後の相互銀行法第五条、信用金庫法第五条及び協同組合による金融事業に関する法律第二条第一項の規定は、この法律の施行の際現に存する相互銀行、信用金庫若しくは信用金庫連合会又は信用協同組合については、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して三年を経過した日から適用し、同日前におけるこれらの金融機関の資本の額又は出資の総額については、なお従前の例による。

3 相互銀行でその資本及び準備金(利益準備金、資本準備金その他株主勘定に属する準備金をいう。)の合計額(以下「自己資本の額」という。)がこの法律の施行の際に十億円に満たないものが、施行日から起算して三年を経過する日

までに達すべき自己資本の額の目標額を定めた場合には、同日までは、当該相互銀行については、その目標額を自己資本の額とみなして相互銀行法第十条の規定を適用することができ

る。

4 前項の目標額は、自己資本の額の二倍に相当する額又は十億円のいずれか低い額の範囲内において大蔵大臣の承認を受けた額とする。

(信用金庫の会員の出資の最低限度額等に関する経過措置)

5 改正後の信用金庫法第十一条第一項の規定(会員の出資の最低限度額に係る部分に限る。)は、この法律の施行の際信用金庫又は信用金庫連合会(次項において「金庫」という。)の会員である者については、施行日から起算して二年間は適用しない。

6 この法律の施行の際現に存する金庫は、施行日から一年以内に、信用金庫法第十一条第一項、第十六条、第二十三条第二項及び第五十条の規定の改正に伴い必要とされる定款の変更を行なわなければならない。

(一組員又は一組員に対する貸付け等の制限に関する経過措置)

7 この法律の施行の際現に信用金庫又は信用協同組合が行なっている貸付け(手形の割引を含む。)で改正後の信用金庫法第五十四条の二又は協同組合による金融事業に関する法律第四条の二の規定に反することとなるものについては、これらの規定は、適用しない。

(前項に関する経過措置)

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

金融機関の合併及び転換に関する法律案
金融機関の合併及び転換に関する法律
目次

第一章 総則(第一条―第六条)
第二章 合併(第七条―第二十二条)
第三章 転換(第二十三条―第二十八条)
第四章 雑則(第二十九条―第三十一条)
第五章 罰則(第三十二条―第三十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、他の法律による同種の金融機関相互間の合併に加えて、異種の金融機関相互間の合併及び転換の制度を設けることにより、金融機関が相互に適正な競争を行なうことができるような環境を整備して金融の効率化を図り、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「金融機関」とは、次に掲げる者をいう。

一 銀行法(昭和二年法律第二十一号)第二条(営業の免許)の免許を受けた銀行(以下「普通銀行」という。)及び相互銀行(以下「銀行」と総称する。)

二 信用金庫

三 信用協同組合

2 この法律において「転換」とは、金融機関が第四条の規定により異種の金融機関になることをいう。

3 この法律において「消滅金融機関」、「存続金融機関」又は「新設金融機関」とは、それぞれこの法律による合併により消滅する金融機関、当該合併後存続する金融機関又は当該合併により設立される金融機関をいう。

4 この法律において「總會」とは、銀行の株主總會又は信用金庫若しくは信用協同組合の通常總會若しくは臨時總會(信用金庫法(昭和二十六年

法律第二百三十八号)第五十条第一項(總會)の總代会を含む。)をいう。

(合併)

第三条 次の各号に掲げる異種の金融機関は、合併を行なうことができる。この場合において、存続金融機関又は新設金融機関は、当該各号に掲げる金融機関のいずれか(第四号の場合にあつては、銀行)とする。

一 普通銀行及び相互銀行

二 銀行及び信用金庫

三 信用金庫及び信用協同組合

四 銀行及び信用協同組合

(転換)

第四条 金融機関は、次に定めるところにより異種の金融機関になることができる。

一 普通銀行が相互銀行になり、又は相互銀行が普通銀行になること。

二 銀行がその組織を変更して信用金庫になること。

三 信用金庫がその組織を変更して銀行又は信用協同組合になること。

四 信用協同組合がその組織を変更して銀行又は信用金庫になること。

(合併に関する適用法規の原則)

第五条 消滅金融機関、存続金融機関又は新設金融機関が銀行である場合には、この法律に定めるものを除くほか、当該銀行の合併に関する事項については、その営業の免許の基礎となつて

いる法律及び商法(明治三十二年法律第四十八号)その他の法律の銀行又は株式会社等の合併に関する規定に従い、又はその場合の例による。

2 消滅金融機関、存続金融機関又は新設金融機関が信用金庫である場合には、この法律に定めるものを除くほか、当該信用金庫の合併に関する事項については、信用金庫法に定める合併の場合の例による。

3 消滅金融機関、存続金融機関又は新設金融機関が信用協同組合である場合には、この法律に

定めるものを除くほか、当該信用協同組合の合併に関する事項については、中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)に定める合併の場合の例による。

(認可)

第六条 この法律による金融機関の合併及び転換は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 大蔵大臣は、前項の認可をしようとするときは、次の各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 合併又は転換が金融の効率化に資するものであること。

二 合併又は転換により当該地域の中小企業金融に支障を生じないこと。

三 合併又は転換が金融機関相互間の適正な競争関係を阻害する等金融秩序を乱すおそれがないこと。

四 当該金融機関が合併又は転換後に行なおうとする業務を的確に遂行する見込みが確実であること。

3 大蔵大臣は、前項第二号又は第三号の基準につき審査しようとする場合において、合併又は転換が同種の金融機関相互間の合併を妨げることとならないよう配慮しなければならない。

4 大蔵大臣は、第二項各号の基準に照らし公益上必要があると認めるときは、その必要な限度において、第一項の認可に条件を附することができる。

5 第一項の認可を受けた合併又は転換による新設金融機関若しくは存続金融機関(合併により異種の金融機関になつたものに限る。)又は転換後の金融機関は、その種類に應じ、銀行法第二条、相互銀行法(昭和二十六年法律第百九十九号)第三条第一項若しくは信用金庫法第四条営業又は事業の免許)の免許又は中小企業等協同組合法第二十七条の二第一項(設立の認可)の認可を受けたものとみなす。

6 大蔵大臣は、第一項の認可をしようとする場合において、消滅金融機関又は転換前の金融機関が中小企業等協同組合法第百十一条第一項(所管行政庁)の規定により都道府県知事を行政庁とする信用協同組合であるときは、当該都道府県知事の意見をきかなければならない。

7 存続金融機関若しくは新設金融機関又は転換後の金融機関が前項の信用協同組合である場合における第一項から第四項までの規定の適用については、これらの規定中「大蔵大臣」とあるのは、「都道府県知事」とする。この場合において、当該都道府県知事は、第一項の認可に関する処分をしようとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

第二章 合併

(合併契約書の承認)

第七条 金融機関は、第三号第二号から第四号までの規定による合併(第三号を除き、以下「合併」という。)を行なうには、合併契約書を作成して總會の承認を受けなければならない。

2 合併を行なう銀行における前項の承認の決議(以下「合併決議」という。)については、次に定めるところによる。

一 存続金融機関又は新設金融機関が銀行であるときは、商法第四百八条第三項及び第四項(合併契約書の承認)の規定を準用する。

二 存続金融機関又は新設金融機関が信用金庫であるときは、総株主の過半数であつて、かつ、発行済株式の総数の三分の二以上に当たる多数によつてしなければならない。この場合には、商法第三百四十八条第二項(議決権のない株主)の規定を準用する。

3 前項第二号の場合において、存続金融機関又は新設金融機関たる信用金庫の会員となる資格を有しない株主があるときは、同号の合併決議のほか、当該株主による特定株主總會の決議があることを必要とする。

4 この法律及び商法の株主總會に関する規定

は、前項の特定株主總會について準用する。この場合において、当該特定株主總會の決議については、第二項第二号の規定を準用する。

5 合併を行なう信用金庫又は信用協同組合における合併決議については、それぞれ信用金庫法第四十八条又は中小企業等協同組合法第五十三条(特別の決議)の規定を準用する。

(總會招集の通知)

第八条 銀行は、合併決議を行なう場合には、商法第二百三十二条(株主總會の招集通知)の規定による通知及び公告において、合併契約書の要領を示さなければならない。

2 信用金庫又は信用協同組合が合併決議を行なう場合には、前条第一項の總會(以下「合併總會」という。)の招集は、その会日の二週間前までに、會議の目的たる事項のほか、合併契約書の要領を示してしなければならない。

(会員等に対する新株の割当てに関する措置)

第九条 存続金融機関又は新設金融機関たる銀行は、合併契約書に定める割当ての期日における消滅金融機関たる信用金庫又は信用協同組合の会員又は組合員(第十四条第一項の請求をしてい

る者その他政令で定める者を除く)に対して合併により発行する新株を割り当てるものとする。

2 銀行を存続金融機関又は新設金融機関とする合併を行なう信用金庫又は信用協同組合は、前項の規定により新株の割当てを受けるべき会員又は組合員の権利の保全等に資するため、一定の日を定めてその日以降当該信用金庫若しくは信用協同組合への新たな出資又は持分の譲渡を承諾しないことができる。

3 信用金庫又は信用協同組合は、前項の日を定めたときは、これを公告しなければならない。

(新設合併の設立委員等)

第十条 合併により金融機関を設立する場合に

は、役員を選任を含む。は、合併を行なう各金融機関において選任した設立委員が共同して行なわなければならない。

2 前項に規定する役員を選任については、次に定めるところによるものとし、その任期は、合併後最初の通常總會の日までとする。

一 新設金融機関が信用金庫である場合には、当該信用金庫の会員になろうとする者(法人にあつては、その役員)のうちから選任するものとする。

二 新設金融機関が信用協同組合である場合には、役員は、定数の少なくとも三分の二は、当該信用協同組合の組合員になろうとする者(法人にあつては、その役員)のうちから選任するものとする。

(債権者の異議)

第十一条 合併を行なう金融機関は、合併決議の日から二週間以内に、債権者に対して、異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、かつ、預金者、掛金者、定期積金の積金者及び金銭信託の受益者以外の知れている債権者には、各別にこれを通知しなければならない。

2 前項の期間は、一月を下つてはならない。

3 債権者が第一項の期間内に異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

4 債権者が第一項の期間内に異議を述べたときは、金融機関は、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託業務を営む銀行若しくは信託会社に相当の財産を信託しなければならない。

5 普通銀行等の貯蓄銀行業務又は信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第七條第二項(異議のある受益者)の規定は、第十七條第二項の規定の適用がある場合を除くほか、信託業務を営む銀行の合併につき異議を述べた受益者がある場合について準用する。

(合併に反対する株主の株式買取請求権)

第十二条 銀行と信用金庫又は信用協同組合とが合併を行なう場合において、存続金融機関又は新設金融機関が銀行であるときは、合併を行なう銀行の株主で、合併総会に先だつて当該銀行に対し書面をもつて合併に反対の意思を通知し、かつ、当該総会において合併契約書の承認に反対したものは、当該銀行に対し、その者の所有する株式を、合併決議がなかつたならばその株式の有していたであろう公正な価格で買い取るべき旨の請求をすることが出来る。

2 商法第二百四十五条ノ三(買取請求の手続)及び第二百四十五条ノ四(買取請求の失効)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第二百六条第一項(管轄裁判所)及び第三百三十二条ノ六(株式買取価格の決定)の規定は、前項の請求について準用する。

3 第一項の合併を行なう銀行は、同項の請求に基づき取得した自己の株式を相当の時期に処分しなければならない。

(合併に反対する株主の支払請求権等)

第十三条 銀行と信用金庫とが合併を行なう場合において、存続金融機関又は新設金融機関が信用金庫であるときは、消滅金融機関たる銀行は、次に掲げる株主に対し、合併決議がなかつたならばその者の所有する株式の有していたであろう公正な価格に相当する金額を合併の日に支払わなければならない。

一 合併総会に先だつて当該銀行に対し書面をもつて合併に反対の意思を通知し、かつ、当該総会において合併契約書の承認に反対した株主で、合併決議の日から二十日以内に当該銀行に対し書面をもつて当該金額の支払を請求したものである。

二 合併契約書に定める出資の割当ての期日において当該信用金庫の会員たる資格を有しない株主

2 前項の信用金庫は、同項各号に掲げる者に対して

しては、出資の割当てをしないものとする。

3 第一項の規定により支払うべき金額の決定については、合併決議の日から六十日以内(同項第二号に掲げる株主については、出資の割当ての期日から三十日以内)に、同項の銀行と株主との間で協議が整わないときは、株主は、裁判所に対し価格の決定を請求することが出来る。

4 前項の価格の決定があつたときは、存続金融機関及び新設金融機関たる信用金庫は、裁判所の決定する価格に対する合併の日後の法定利息をも支払わなければならない。

5 非訟事件手続法第二百六条第一項(管轄裁判所)並びに第三百三十二条ノ六第二項及び第三項(株式買取価格の決定)の規定は、第三項の請求による価格の決定について準用する。

(合併に反対する株主の持分払戻請求権)

第十四条 合併を行なう信用金庫又は信用協同組合の会員又は組合員で、合併総会に先だつて当該信用金庫又は信用協同組合に対し書面をもつて合併に反対の意思を通知したものは、合併決議の日から二十日以内に書面をもつて持分の払戻しを請求することにより、合併の日に当該信用金庫又は信用協同組合を脱退することが出来る。

2 信用金庫法第十八条又は中小企業等協同組合法第二十條(脱退者の持分の払戻し)の規定は、前項の規定により脱退する場合について準用する。この場合には、合併の日をこれらの規定に規定する脱退した事業年度の終りとみなす。

(合併の登記)

第十五条 金融機関が合併を行なうときは、存続金融機関については変更の登記を、新設金融機関については設立の登記を、消滅金融機関については解散の登記をしなければならない。

2 前項の登記の申請書に添附すべき書類については、政令で別段の定めをすることが出来る。

(合併の効力発生及び効果)

第十六条 金融機関の合併は、存続金融機関又は

新設金融機関が、その本店又は主たる事務所の所在地において、合併による変更又は設立の登記をすることによつてその効力を生ずる。

2 存続金融機関又は新設金融機関は、消滅金融機関の権利義務を承継する。

(業務の継続の特例)

第十七条 存続金融機関又は新設金融機関は、その営業又は事業に関する法令により行なうことができない業務に属する契約又は制限されている契約に係る権利義務を合併により承継した場合に、これらの契約のうち、期限の定めのあるものについては期限満了まで、期限の定めのないものについては承継の日から一年以内の期間に限り、これらの契約に関する業務を継続することが出来る。

2 外国為替業務又は信託業務を営む銀行が合併により消滅する場合において、存続金融機関又は新設金融機関がこれらの業務を営むことができない金融機関であるときは、前項の規定は、当該外国為替業務又は信託業務(これらの附随業務を含む)については適用しない。

(準備金の積立て)

第十八条 金融機関が合併を行なつた場合において、消滅金融機関から承継した財産の価額が、当該金融機関から承継した債務の額及び当該金融機関の株主、会員又は組合員に支払つた金額並びに存続金融機関の増加した資本若しくは出資の額又は新設金融機関の資本若しくは出資の額をこえるときは、そのこえる額については、次に定めるところによる。

一 存続金融機関又は新設金融機関が銀行であるときは、商法第二百八十八条ノ二第一項(資本準備金)の資本準備金として積み立てなければならない。この場合には、同条第二項(合併の場合の準備金の積立て)の規定を準用する。

二 存続金融機関又は新設金融機関が信用金庫又は信用協同組合であるときは、政令で定め

る額を除くほか、これらの金融機関が法律の規定により積み立てるべき準備金として積み立てなければならない。

(質権の効力)

第十九条 消滅金融機関の株式又は持分を目的とする質権は、当該消滅金融機関の株主、会員又は組合員が合併により受けるべき金銭、株式又は持分の上に存在する。

2 消滅金融機関は、合併決議を行なつたときは、当該決議の日から二週間以内に、その旨を前項の質権を有する者で知られているものに各別に通知しなければならない。

(差押えの効力)

第二十条 消滅金融機関の株式又は持分の差押え(仮差押えを含む。次項において同じ)は、当該消滅金融機関の株主、会員又は組合員が合併により受けるべき金銭、株式又は持分にその効力を有する。

2 前項の規定は、消滅金融機関たる銀行の株式については、その差押えにつき執行官又は滞納処分(その例による処分を含む)を執行する機関から当該銀行に対し通知があつたものに限って適用する。

3 前二項の規定の適用について必要な手続は、最高裁判所が定めるものを除くほか、政令で定める。

(商法等の準用)

第二十一条 商法第四百八条ノ二(貸借対照表の備置き等)の規定は、合併を行なう信用金庫又は信用協同組合について準用する。

2 商法第三百七十九条(端株の処置)並びに非訟事件手続法第二百六条第一項(管轄裁判所)及び第三百三十二条ノ三(端株の任意売却許可の申請)の規定は、次の場合について準用する。

一 銀行を存続金融機関又は新設金融機関とする合併を行なう信用金庫又は信用協同組合につき新株の割当てに適しない端株の出資がある場合

二 信用金庫を存続金融機関又は新設金融機関とする合併を行なう銀行につき出資の割当てに適しない端数の株式がある場合

3 商法第百四十四条（合併に係る銀行については、同条第一項及び第三項並びに同法第百四十五條）、第百五十五條、第百六條及び第百八條から第百一十一條まで（合併無効の訴え）並びに非訟事件手続法第百二十六條第一項（管轄裁判所）、第百三十五條ノ七（合併無効の登記）及び第百四十條（裁判の附本の添附）の規定は、金融機関の合併について準用する。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係）

第二十二條 銀行と合併を行なう信用金庫又は信用協同組合は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第十五條（合併）に係る規定の適用については、会社とみなす。

第三章 転換

（転換計画書の承認等）

第二十三條 金融機関は、転換を行なうには、転換計画書を作成して、商法第百四十三條、信用金庫法第百四十八條（同法第五十條第五項において準用する場合を含む。）又は中小企業等協同組合法第百五十三條（特別の決議の決議により、総会の承認を受けなければならない。この場合において、信用金庫に転換を行なう銀行については、第七條第二項第二号、第三項及び第四項の規定を準用する。）

2 前項の總會においては、同項の決議により、第四條第一号の転換については転換前の金融機関の定款の変更を、同条第二号から第四号までの転換については転換後の金融機関の定款の作成をしなければならない。

3 第十條第二項の規定は、第一項の總會において転換後の金融機関たる信用金庫又は信用協同組合の役員を選任する場合について準用する。

4 信用金庫法第五十條第六項（合併等の決議に

係る通知）及び第五十條の二（總會と總代会の関係）の規定は、信用金庫の転換について準用する。

（合併に関する規定の準用）

第二十四條 次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる場合について準用する。

一 第八條 金融機関が前条第一項の承認の決議（以下「転換決議」という。）を行なう場合

二 第九條及び第二十一條第二項第一号 信用金庫又は信用協同組合が銀行に転換を行なう場合

三 第十一條第一項から第四項まで及び第十八條から第二十條まで 金融機関が第四條第二号から第四号までの規定による転換を行なう場合

四 第十三條及び第二十一條第二項第二号 銀行が信用金庫に転換を行なう場合

五 第十四條 信用金庫又は信用協同組合が転換を行なう場合

六 第十七條 金融機関が転換を行なう場合

2 前項の場合において、同項各号に掲げる規定中「合併」とあるのは「転換」と、「合併決議」とあるのは「転換決議」と、「合併契約書」とあるのは「転換計画書」と、「合併總會」とあるのは「第二十三條第一項の總會」と、「消滅金融機関」とあるのは「転換前の金融機関」と、「存続金融機関」とあるのは「転換後の金融機関」と、「新設金融機関」とあるのは「転換後の金融機関」と、第八條第一項中「要領」とあるのは「要領及び転換後の金融機関の定款に関する議案の要領」と、それぞれ読み替へるものとする。

第二十五條 金融機関が転換（第四條第一号の規定による転換を除く。第三十九條第二号を除き、以下同じ。）を行なう場合には、転換に際して発行する株式の発行価額の総額又は転換に際して定められる出資の総額は、当該金融機関に現に存する純資産額をこえることができない。

2 前項の場合において、転換後の金融機関に現

に存する純資産額が同項に規定する総額に不足するときは、転換決議の当時の銀行の取締役又は信用金庫若しくは信用協同組合の理事は、それぞれ転換後の金融機関に対し連帯してその不足額を支払う義務を負う。

3 前項の義務は、總會の決議がなければ免除することができない。

（転換の登記）

第二十六條 金融機関が転換を行なつたときは、転換の日から本店又は主たる事務所の所在地においては二週間以内に、支店又は従たる事務所においては三週間以内に、転換前の金融機関の所在地においては三週間以内に、転換後の金融機関については解散の登記を、転換後の金融機関については当該金融機関の設立の登記に関する規定に定める登記をしなければならない。

2 商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第七十一條及び第七十三條（組織変更の登記）の規定は、前項の場合について準用する。

3 第一項の登記の申請書に添附すべき書類については、政令で別段の定めをすることができ

（転換無効の訴え）

第二十七條 金融機関の転換の無効は、本店又は主たる事務所の所在地において転換の日から六月以内に、訴えをもつてのみ主張することができ

2 商法第百四十四條第二項（転換に係る銀行については、同法第百四十五條）及び第三項、第百五十五條第二項から第四項まで、第百六條並びに第百八條から第百十條まで（合併無効の訴え）並びに非訟事件手続法第百二十六條第一項（管轄裁判所）、第百三十五條ノ七（合併無効の登記）及び第百四十條（裁判の附本の添附）の規定は、前項の訴えについて準用する。

（事業年度）

第二十八條 金融機関が事業年度の中途において転換を行なう場合には、当該転換前の金融機関の事業年度は、転換の日を終了したものとみなす。

第四章 雜則

（認可事項実行の届出及び認可の失効）

第二十九條 金融機関が第六條第一項の認可を受けた事項を実行したときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

2 金融機関が第六條第一項の認可を受けた日から六月以内に、その認可を受けた事項を実行しないときは、その認可は、効力を失う。

3 前項の規定は、やむを得ない理由がある場合において、あらかじめ大蔵大臣の承認を受けたときは、適用しない。

4 存続金融機関若しくは新設金融機関又は転換後の金融機関が第六條第六項の信用協同組合である場合における第一項及び前項の規定の適用については、これらの規定中「大蔵大臣」とあるのは、「都道府県知事」とする。

（権限の委任）

第三十條 大蔵大臣は、この法律による権限の一部を地方支分部局の長に行なわせることができる。

（政令への委任）

第三十一條 第七條第一項の合併契約書又は第二十三條第一項の転換計画書に記載すべき事項その他この法律の執行に關し必要な事項は、政令で定める。

第五章 罰則

第三十二條 第十條第一項の設立委員は、合併により銀行を設立する場合において、自己若しくは第三者の利益を図り又は新設金融機関たる銀行に損害を加える目的で、その任務にそむき当該銀行に財産上の損害を加えたときは、七年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

第三十三條 金融機関の役員（銀行にあつては、商法第百五十八條第二項又は第二百七十條第一項（これらの規定を同法第二百八十條において準用する場合を含む。）の職務代行者を含む。）

て準用する場合を含む。）の職務代行者を含む。）

は、第二十五条第一項の純資産額につき官公署又は總會（第二十三条第一項後段において準用する第七條第三項に規定する特定株主總會を含む。）に対して不実の申立てを行ない、又は事実を隠べいたときは、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第三十四條 前二條の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

第三十五條 第十條第一項の設立委員は、合併により銀行を設立する場合において、その職務に關し不正の請託を受けて財産上の利益を受取り、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者も、同項と同様とする。

第三十六條 次に掲げる事項に關し不正の請託を受けて財産上の利益を受取り、又はその要求若しくは約束をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第七條第三項（第二十三條第一項後段において準用する場合を含む。）に規定する特定株主總會又は第五條第一項の規定によりその例によることとされる商法（次号を除き、以下「商法」という。）第四百二十二條若しくは第四百十三條に規定する株主總會若しくは創立總會（以下「總會等」と総稱する。）における発言又は議決権の行使

二 存続金融機關又は新設金融機關が銀行である場合の第二十一條第三項において準用する商法第四百四條第一項に規定する訴えの提起

三 転換後の金融機關が銀行である場合の第二

十七條第一項に規定する訴えの提起

四 總會等の決議に対する商法第二百四十七條第一項、第二百五十二條又は第二百五十三條第一項（これらの規定を第七條第四項（第二十三條第一項後段において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に規定する訴えの提起

2 前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者も、同項と同様とする。

第三十七條 第三十五條第一項又は前條第一項の場合において、收受した財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第三十八條 第三十五條第二項又は第三十六條第二項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第三十九條 金融機關の役員若しくは清算人（銀行にあつては、商法第二百五十八條第二項又は第二百七十一條第一項（これらの規定を同法第二百八十八條又は第四百三十條第二項において準用する場合を含む。）の職務代行者を含む。）又は第十條第一項の設立委員は、次の各号の一に該当する場合に、三十万円以下の過料に処する。

一 この法律に定める合併又は転換に關する登記を怠つたとき。

二 この法律に定める合併若しくは転換に關する公告若しくは通知をすることを怠り、又は不正の公告若しくは通知をしたとき。

三 合併又は転換に關して官公署又は總會等に對して不実の申立てを行ない、又は事実を隠

べいたとき。

四 第十一條第四項（第二十四條第一項第三号において準用する場合を含む。）の規定に違反して合併又は転換を行なつたとき。

五 商法第四百八條ノ二（第二十一條第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して貸借対照表を備えて置かず、正当な理由がないのにその貸借対照表の閲覧を拒み、又はその謄本若しくは抄本の交付を拒んだとき。

六 第十二條第三項の規定に違反して株式の処分を怠つたとき。

七 總會等を定款に定めた地以外の地において、又は商法第二百三十三條（第七條第四項（第二十三條第一項後段において準用する場合を含む。））の規定に違反して株式の交付を拒んだとき。

合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定に違反して招集したとき。

八 第十條第一項若しくは第二十三條第二項の規定により作成すべき定款又は總會等の議事録に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

九 第十八條（第二十四條第一項第三号において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一の第二十四号に次のように加える。

(四) 金融機關の合併及び転換に關する法律（昭和四十三年法律第号）第六條第一項（認可）の規定による合併（当該合併後存続する法人又は当該合併により設立する法人が同條第五項の規定により、当該合併を行なう法人の当該合併直前において受けていた免許と異なる種類の免許を受けたものとみなされるものに限る。）又は転換（当該転換後の法人が信用協同組合であるものを除く。）の認可	
合併又は転換の件数	一件につき五万円

第九号中正誤	
ハ 段 行	誤
ハ 二 三 言 い ま す	正
第十号中正誤	
ハ 段 行	誤
一 二 二 重 課 税	正
二 重 課 税 の	

昭和四十三年四月十七日印刷

昭和四十三年四月十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局